



第2期

千葉県放課後
子どもプラン



令和5年3月

千葉県教育委員会・こども未来局

目次

第1章	策定に当たって	1
01.	策定の背景・趣旨	1
02.	計画の位置付け	1
03.	計画期間	2
04.	計画における対象施策の範囲	2
05.	計画の推進体制	2
06.	小学生の放課後に関する実態調査	3
第2章	現状と課題	4
01.	小学生の放課後を取り巻く環境	4
02.	放課後施策に関する現状と課題	10
(1)	アフタースクール	10
(2)	放課後子ども教室	15
(3)	子どもルーム	18
第3章	基本理念	24
第4章	施策の方向性	25
第5章	施策の展開	26
01.	アフタースクール	26
(1)	導入計画	26
(2)	育成支援及び施設運営に係る質の確保・充実	28
(3)	体験プログラムの充実	30
(4)	継続プログラムの充実	31
(5)	アフタースクール及び放課後子ども教室関係者等による協議の場の設置	31

02. 放課後子ども教室	32
(1) 体験・活動の機会の確保及び内容の充実	32
(2) 総合コーディネーターによる活動支援	32
(3) アフタースクール導入に当たっての関係構築	32
(4) 子どもルーム利用児童の活動への参加の促進	33
(5) アフタースクールの導入が当面困難な学校における体験・活動の機会の確保 (放課後子ども教室の民間委託)	33
(6) アフタースクール及び放課後子ども教室関係者等による協議の場の設置	33
03. 子どもルーム	34
(1) 受入枠の拡充	34
(2) 既存施設の環境改善	35
(3) 育成支援及び施設運営に係る質の確保・充実	35
04. その他のこどもの居場所	37
(1) 小学校における放課後の校庭開放	37
(2) 子ども交流館	37
(3) どこでもこどもカフェ	37
(4) プレーパーク	38
(5) 公民館	38
(6) 図書館	38
(7) 生涯学習センター	38
(8) 南部青少年センター	38
別表	39

第1章 策定に当たって

01. 策定の背景・趣旨

- 近年、本格的な人口減少社会の到来、少子化や核家族化の急速な進行、共働き家庭等の増加など、小学生を取り巻く環境は大きく変化しています。
- また、地域のつながりの希薄化、子どもの遊び場の減少などが社会問題となるとともに、地域や家庭における教育力の低下も指摘されています。
- さらに、子どもを狙った犯罪や子どもが巻き込まれる事故も後を絶たず、子どもたちの安全の確保に対する関心が高まっています。
- このような状況の下、千葉市においては、平成31年3月に「放課後子どもプラン（第1期）」を策定し、「希望するすべての児童に安全・安心な居場所を提供すること」、「希望するすべての児童を対象に『学びのきっかけ』を提供すること」等を基本理念として、放課後施策を推進してきました。
- 第1期プランでは、「アフタースクール」（旧放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業）を中心とした居場所の整備を進めることとしていましたが、一方で、学校敷地内で生活・活動に必要なスペースを確保し、アフタースクールを導入することができる校数を40校程度^{*1}と見込んでおり、導入が困難な学校への対応が課題となっていました。
- そこで、令和3年度に実施した第1期プランの中間見直しに先立ち、アフタースクール導入の条件を見直した上で、改めてシミュレーションを行いました。
- その結果、学校施設の有効かつ積極的な活用と運用上の工夫により、今後10年間で、近隣地域におけるマンション開発等により児童数が急増する一部の学校を除き、9割の学校にアフタースクールを導入することができる見通しが立ちました。
- こうした状況の変化を踏まえ、千葉市の放課後施策を総合的・計画的に推進する体制を改めて整備するため、更新時期を1年前倒して「放課後子どもプラン（第2期）」を策定することとしました。

02. 計画の位置付け

- 本プランは、千葉市における小学生の放課後施策を総合的・計画的に推進するための行動計画として策定するものです。
- 「千葉市基本計画」を上位計画とし、「生涯学習推進計画」及び「学校教育推進計画」のほか、「千葉市子どもプラン」をはじめとするこどもの居場所づくりや子ども・子育て支援に関するその他の部門計画との連携・整合を図ります。
- また、国の「新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月）」に則り、次世代育成支援法（平成15年法律第120号）に基づく「市町村行動計画」と位置付けます。

^{*1} 千葉市立小学校の校数は、第1期プラン開始時点（平成31年4月）では112校であったが、令和5年4月時点では107校となる。

03. 計画期間

- 令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）の5年間とします。

<本プラン及び関連計画の計画期間>

	R5	R6	R7	R8	R9	…	R14
放課後子どもプラン（第2期）	→					→	→
千葉市基本計画	→						
第6次生涯学習推進計画	→						
第3次学校教育推進計画	→						

04. 計画における対象施策の範囲

- 第1期プランの対象施策と同様、アフタースクール、放課後子ども教室及び子どもルームの3施策を中心として構成します。
- こどもの居場所づくりに関する施策は広範多岐にわたりますが、本プランでは、小学生の放課後に関する施策に焦点を絞り、他部門が所管するこどもの居場所づくりに関わる計画や施策との連携を図ります。
- なお、こどもの居場所づくり全般については、今後、こども家庭庁（令和5年4月設置）が策定することとされている「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」、国が定める「こども大綱」を勘案して市町村が策定する（努力義務）こととされている「市町村こども計画」等の動向を踏まえ、千葉市における方向性や施策体系等を検討していくことになると考えられます。

05. 計画の推進体制

- 計画の推進に当たっては、教育委員会及びこども未来局が緊密に連携し、双方が所管する施策間の調整を図るとともに、学校施設を有効かつ積極的に活用していきます。
- プランに掲載した施策については、PDCAサイクルに基づき、毎年度、その取組内容や目標に照らして達成状況の点検・評価を行います。
- プランの中間年度である令和7年度（2025年度）に進捗状況等を検証の上、必要に応じて中間見直しを行います。
- 達成状況の点検・評価や中間見直しは、関係部門で構成する「こどもの放課後対策に関する検討会議」の協議を経て実施します。

06. 小学生の放課後に関する実態調査

- 本プランの策定に当たり、放課後に関する実態やニーズ、各放課後施策に対する利用者の評価等を把握するため、小学生の保護者に対するアンケート調査^{※2}（以下、文中で「実態調査」と表記）を行いました。

調査概要

①調査対象

千葉市立小学校に通う児童が属するすべての世帯（36,155 世帯）

②調査期間

令和4年6月7日～6月20日

③調査方法

web方式

※学校・家庭間連絡システム「すぐーる」により、保護者に協力依頼を一斉送信。

④回収状況

調査実施校	配布数	有効回答数	有効回答率
108校	36,155	18,159	50.3%

<学年別有効回答数>

	全学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	不明
有効回答数	18,159	3,978	3,731	3,154	2,729	2,367	2,137	63
構成比	100.0%	21.9%	20.5%	17.4%	15.0%	13.0%	11.8%	0.3%

※小学生が複数いる世帯については、そのうち一番年下の子について回答。

※2 千葉市ホームページで調査結果報告書を公表している。

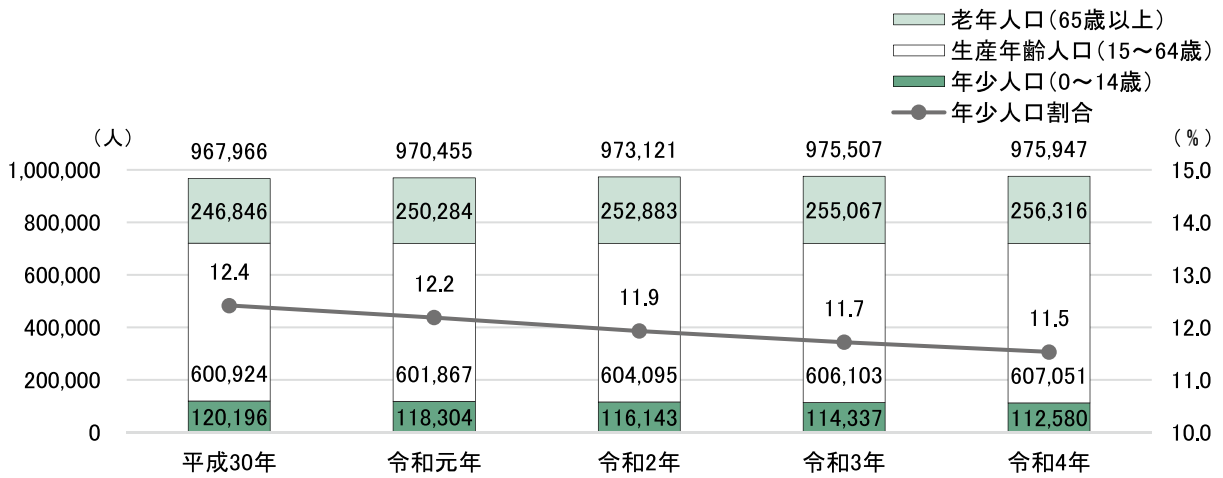
https://www.city.chiba.jp/kyoiku/shogaigakushu/shogaigakushu/documents/202209_houkokusho.pdf

01. 小学生の放課後を取り巻く環境

①人口減少・少子高齢化

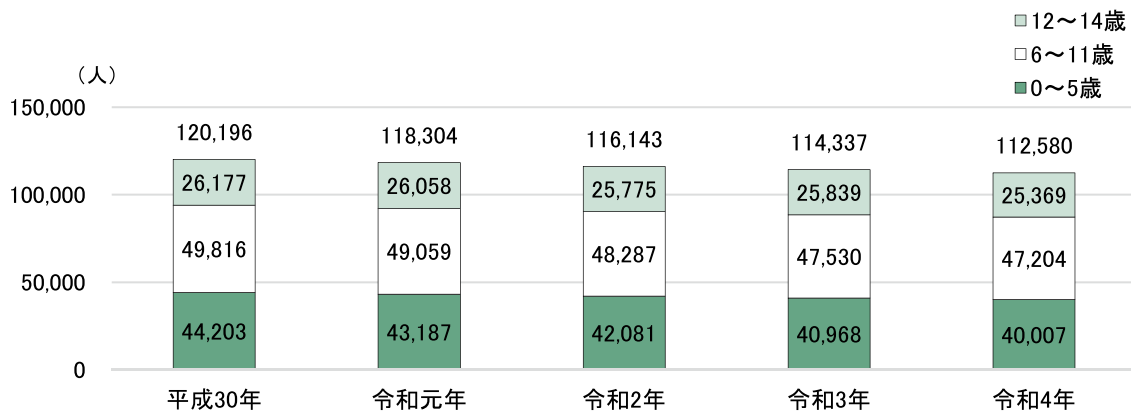
●千葉市の総人口はわずかに増加傾向であり、令和4年3月末現在975,947人となっていますが、総人口に占める14歳以下の年少人口割合は低下が続いており、令和4年3月末現在11.5%となっています。

図表1 総人口の推移〔千葉市〕



●また、小学生（6～11歳）の人口も一貫して減少しており、令和4年3月末現在47,204人となっています。

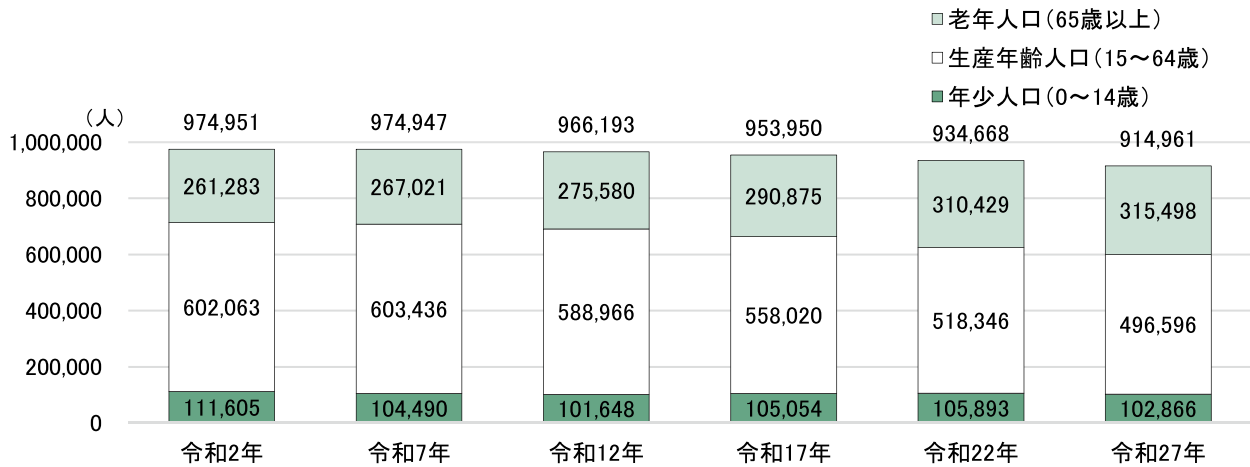
図表2 年少人口の推移〔千葉市〕



資料：千葉市住民基本台帳人口（各年3月31日）

●千葉市の総人口は今後減少に転じると推計されており、老年人口の割合が高まっていく見通しとなっています。

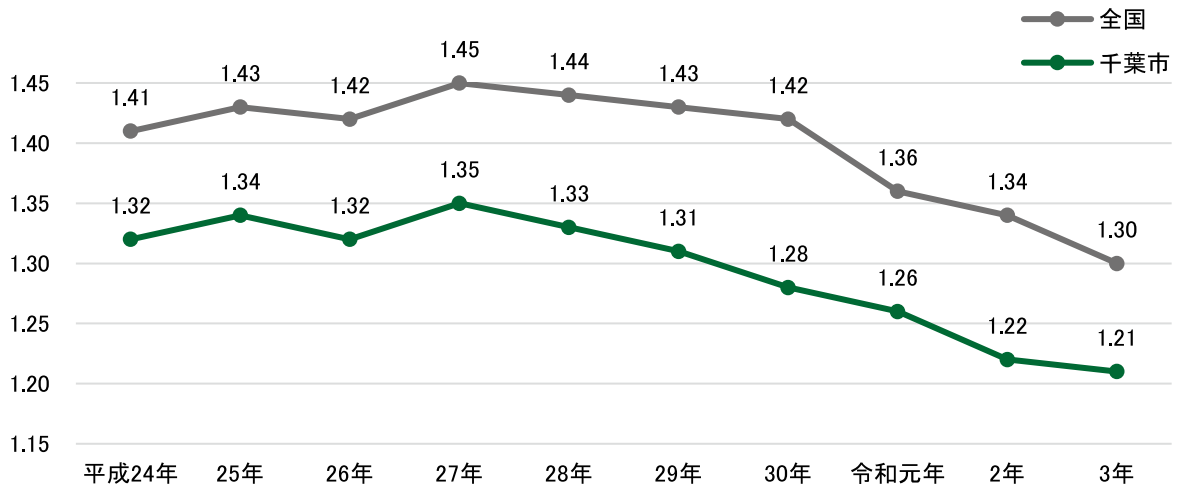
図表 3 将来推計人口〔千葉市〕



資料：千葉市総合政策局

●千葉市の合計特殊出生率^{※3}は、例年全国の水準を下回っています。また、平成27年以降低下を続け、令和3年は1.21となっています。

図表 4 合計特殊出生率の推移〔千葉市〕



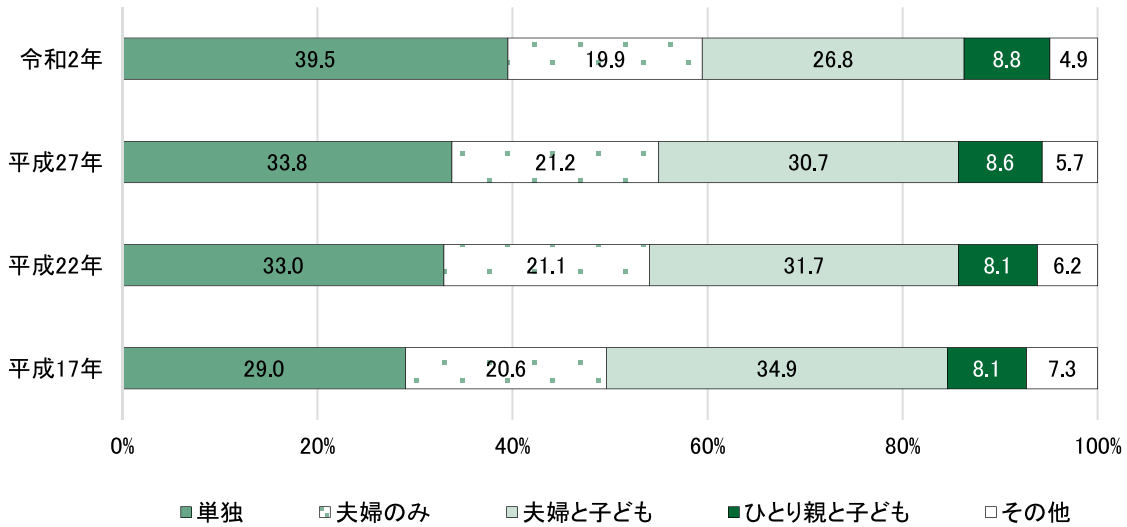
資料：千葉市保健福祉局

※3 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当し、一般にはその年の各年齢の出生率を合計した「期間」合計特殊出生率が用いられる。なお、人口が長期的に増えも減りもせず一定となる「人口置換水準」は概ね2.07となっている。

②世帯の家族類型

●平成17年と比較すると、「単独」世帯が10.5%増加する一方、「夫婦と子ども」世帯は8.1%減少しています。^{※4}

図表5 世帯の家族類型（千葉市）

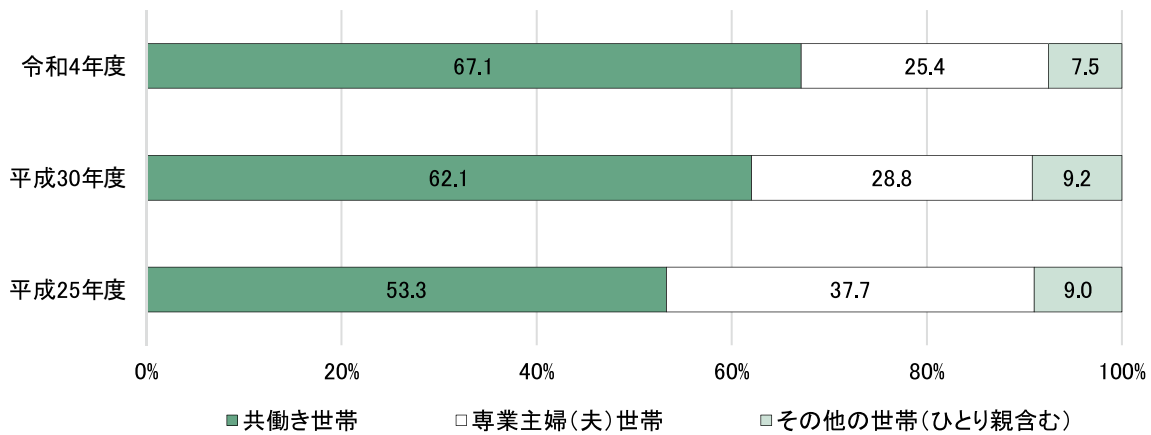


資料：国勢調査

③小学生の保護者の就労状況

●共働きの世帯の割合は平成25年度と比較して13.8%増加し、67.1%となっています。

図表6 小学生の保護者の就労状況（千葉市）



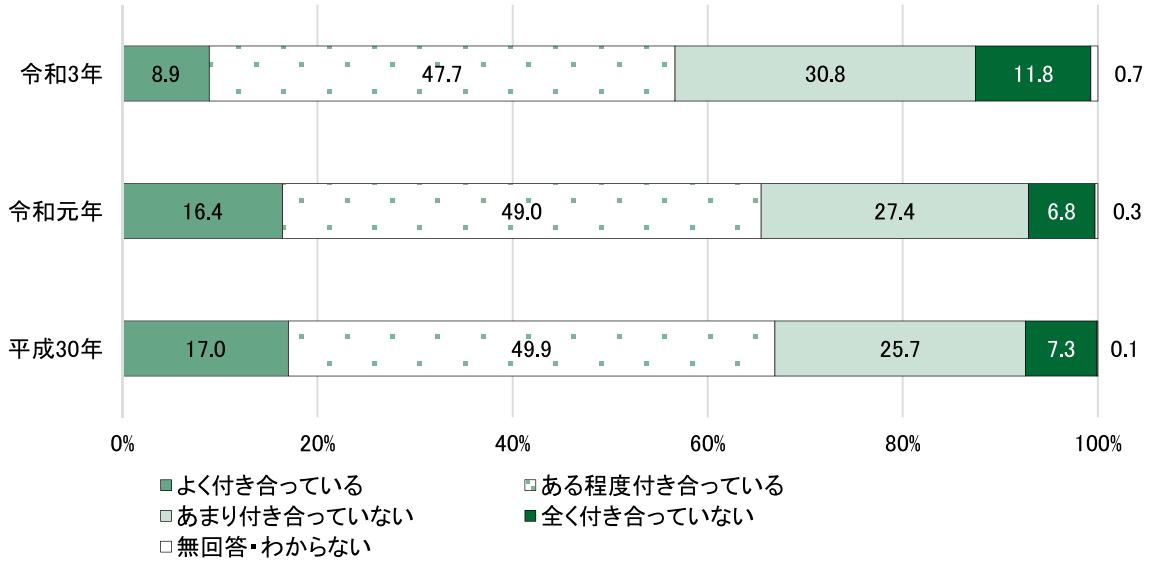
資料：千葉市子ども・子育て支援ニーズ調査（小学生向け）

※4 「夫婦のみ世帯」、「夫婦と子ども世帯」及び「ひとり親と子ども世帯」が「核家族世帯」に該当する。

④地域のつながり

●平成30年と比較すると、「よく付き合っている」が半数程度の8.9%に減少している一方、「あまり付き合っていない」「全く付き合っていない」が合せて9.6%増加しており、地域のつながりの希薄化がうかがえます。

図表7 地域での付き合いの程度（全国）

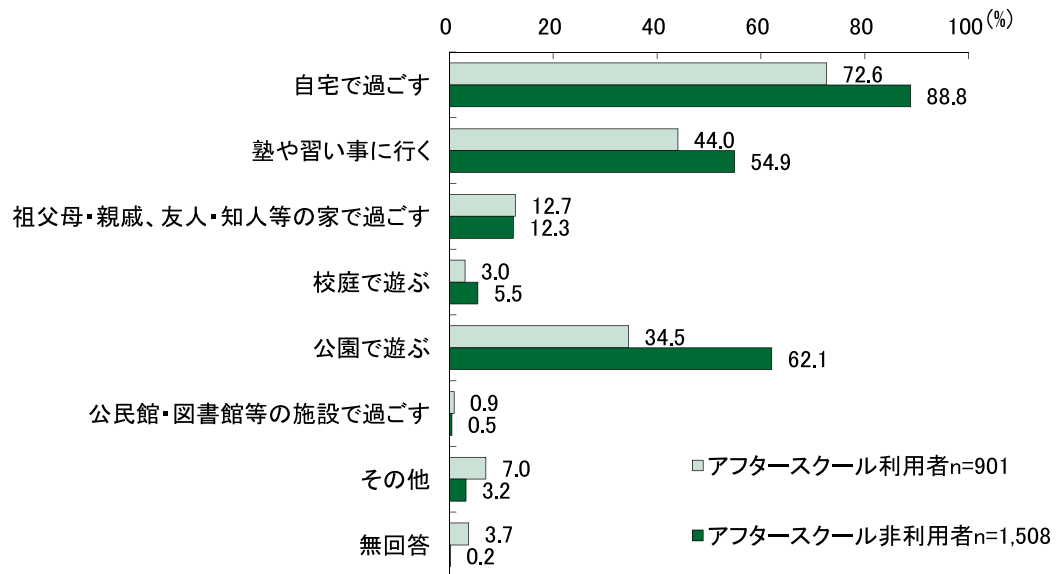


資料：社会意識に関する世論調査（内閣府）

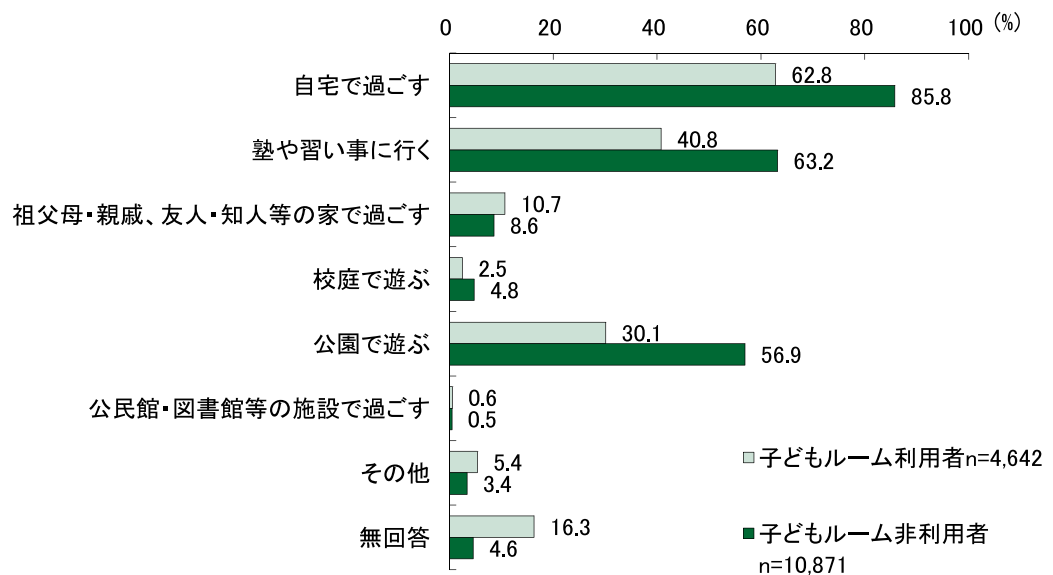
⑤小学生の放課後の過ごし方

●アフタースクール・子どもルームの利用者^{※5}と非利用者のいずれについても、「自宅で過ごす」の割合が最も高くなっています。また、「塾や習い事に行く」、「公園で遊ぶ」の割合は、アフタースクール・子どもルーム非利用者の方が高くなっています。

図表 8 小学生の放課後の過ごし方〔千葉市・アフタースクール設置校〕



図表 9 小学生の放課後の過ごし方〔千葉市・子どもルーム設置校〕



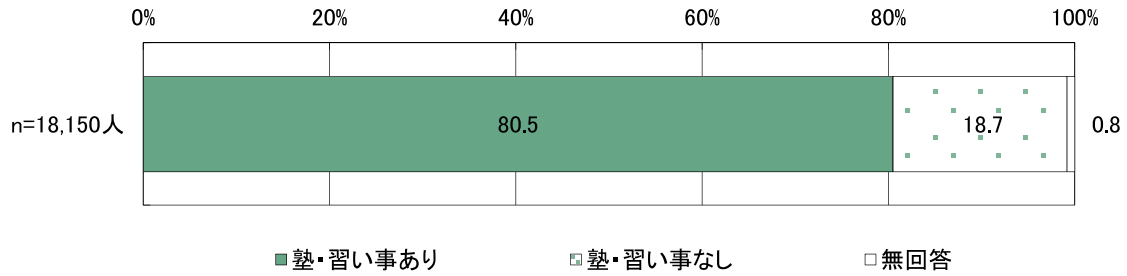
資料：千葉市小学生の放課後に関する実態調査（令和4年度）

※5 アフタースクール・子どもルーム利用者に対しては、利用しない日の過ごし方を訊ねている。

⑥小学生の塾や習い事の状況

- 「塾・習い事あり」が80.5%、「塾・習い事なし」が18.7%となっています。

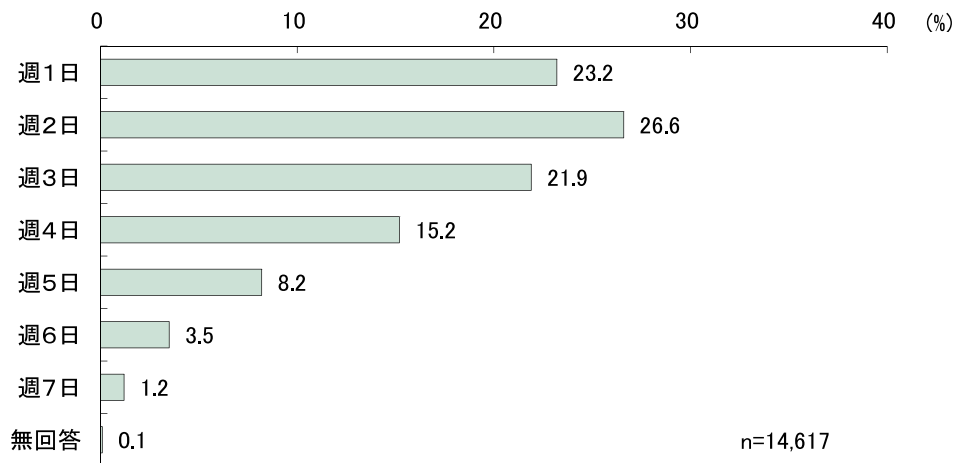
図表 10 小学生の塾や習い事の有無（千葉市）



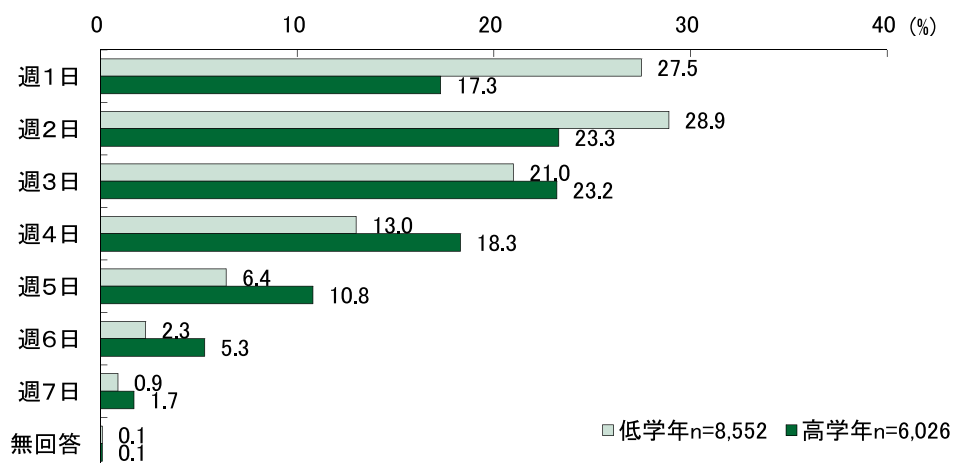
資料：千葉市小学生の放課後に関する実態調査（令和4年度）

- 塾や習い事の日数については、「週2日（26.6%）」が最も高くなっており、高学年の方が塾や習い事の日数が多くなっています。

図表 11 小学生の塾や習い事の日数（千葉市）



図表 12 小学生の塾や習い事の日数（低高学年別）（千葉市）



資料：千葉市小学生の放課後に関する実態調査（令和4年度）

02. 放課後施策に関する現状と課題

(1) アフタースクール

現状

①概要

- 千葉市のアフタースクールは、原則として小学校敷地内において、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に運営するものであり、民間事業者等に運営を委託して実施しています。
- 保護者の就労状況等にかかわらず、希望するすべての児童に毎日の居場所を提供するとともに、「体験プログラム」による体験・活動の機会と、「継続プログラム」による継続的な学びの機会を提供しています。^{※6}

【体験プログラム】

希望する児童に対し、地域住民や保護者などの参画も得ながら、多様な体験・活動の機会を提供しています。

例) 工作・制作、季節行事・イベント、昔遊び、英語、運動・スポーツなど

【継続プログラム】

希望する児童に対し、習い事などに相当する継続的な学びの機会を提供します。なお、アフタースクール利用料とは別途、参加費が必要です。

例) サッカー、ダンス、体操、かけっこ、英語、プログラミング、科学実験など

②利用時間・対象児童・利用料等

- 利用時間、対象児童、利用料等は以下のとおりです。

<アフタースクールの利用時間・対象児童・利用料>

	利用時間	対象児童	月額利用料 ^{※1}	過ごし方
昼間の部	平日： 授業終了～17:00 土曜 ^{※2} ・長期休業期間： 8:00～17:00	利用を希望するすべての児童	3,500円 (7月：4,000円) (8月：5,500円)	・居場所（遊び・生活） ・体験プログラム ・継続プログラム
夜間の部	17:00～19:00	就労等により保護者が 17:00以降家庭にいない 児童	5,000円 ※別途おやつ代2,000円 (実費)	・居場所（遊び・生活）

※1 所得が一定水準を下回る世帯は、昼間の部及び夜間の部の利用料が半額又は無料。また、兄弟姉妹で利用する場合、最も年下の児童以外は昼間の部及び夜間の部の利用料が半額。

※2 令和4年4月より、土曜日の利用終了時間を16:30から19:00に延長。

※6 プログラムは希望者が参加するものであり、居場所としての過ごし方とプログラムへの参加を選択することができる。

③職員配置

- 「千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年千葉市条例第 56 号）」に則って、放課後児童支援員等を配置することとしています。
- なお、昼間の部においては、放課後児童クラブの対象となる児童（保護者が就労等で昼間家庭にいない児童）と対象外の児童が同じ空間で区別なく過ごすこととなりますが、放課後児童クラブ対象外の児童も含め、同条例に則って放課後児童支援員等を配置することとしています。

④導入状況

- 平成 29 年度にモデル事業としてスタートし、令和 2 年度の本格実施以降、毎年度 6 校ずつ拡充し、子どもルーム・放課後子ども教室からアフタースクールへの移行を進めてきました。
- 前述のとおり、改めて行ったシミュレーションの結果、導入可能な学校を大幅に増やすことができる見通しが立ったことを受け、令和 5 年 4 月には 10 校を拡充し、導入済校は 34 校となります。

<アフタースクール導入済校数>

H29～H30	R1	R2	R3	R4	R5
1 校	6 校	12 校	18 校	24 校	34 校

⑤利用状況

- 導入校における全児童の 3～4 割程度が利用しており、低学年の利用率が高くなっています。
- 夏季休業中のみの利用も可能であり、希望するすべての児童を受け入れていることから、例年、8 月の利用率が年間で最も高くなります。

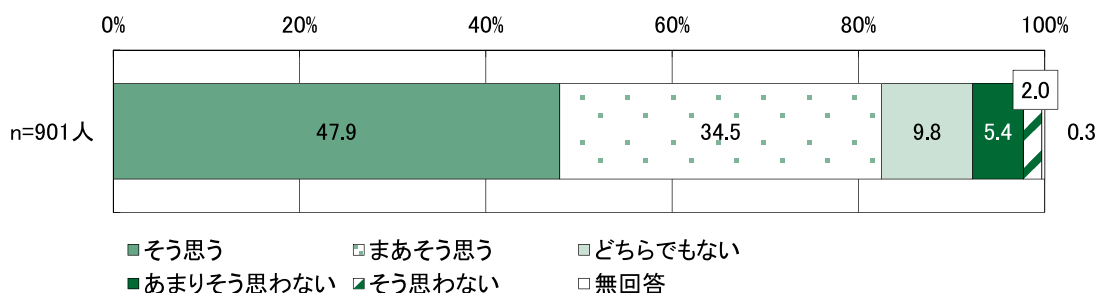
<アフタースクール利用率（令和 4 年度）>

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	全学年
4 月時点	58.0%	55.9%	45.2%	28.7%	16.1%	5.2%	33.8%
8 月時点	67.7%	62.2%	51.0%	33.0%	17.3%	6.4%	38.4%

利用者からの評価（実態調査より）

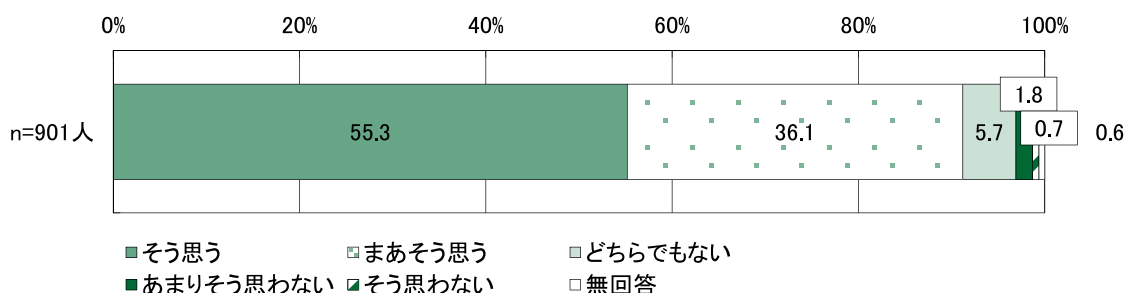
- 実態調査の結果を見ると、居場所、体験プログラム、継続プログラムのいずれについても、利用者からの評価は概ね良好です。
- 「児童が楽しく通っているか」という設問については、「そう思う（47.9%）」「まあそう思う（34.5%）」を合わせた割合が82.4%となっています。

図表 13 児童が楽しくアフタースクールに通っているか



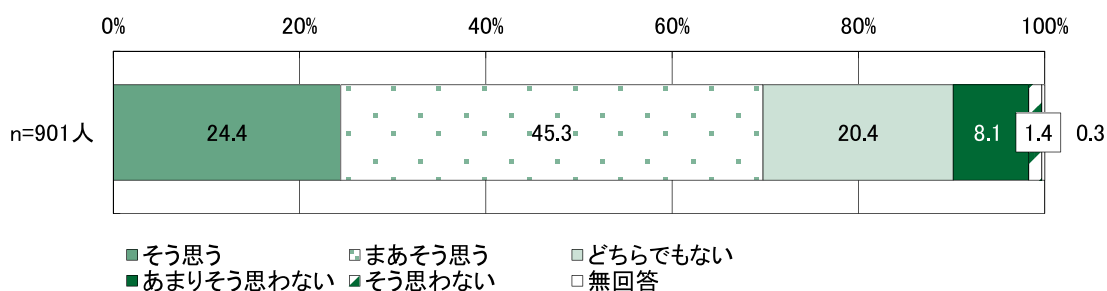
- 「安全・安心な居場所であると思うか」という設問については、「そう思う（55.3%）」「まあそう思う（36.1%）」を合わせた割合が91.4%となっています。

図表 14 アフタースクールは安全・安心な居場所であると思うか



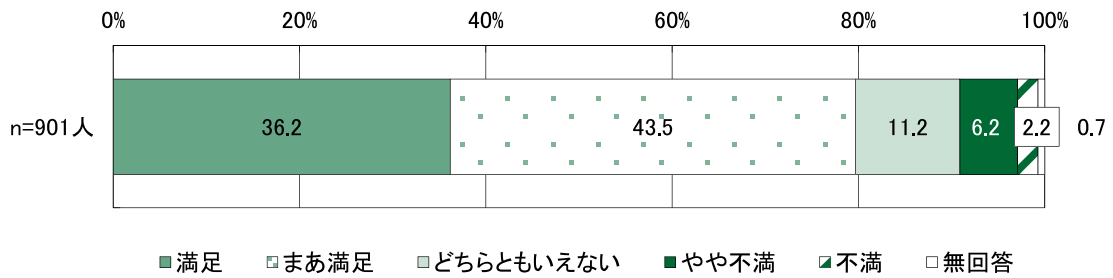
- 「施設環境や遊具・備品等は十分整っていると思うか」という設問については、「そう思う（24.4%）」「まあそう思う（45.3%）」を合わせた割合が69.7%となっています。

図表 15 アフタースクールの施設環境や遊具・備品等は十分整っていると思うか



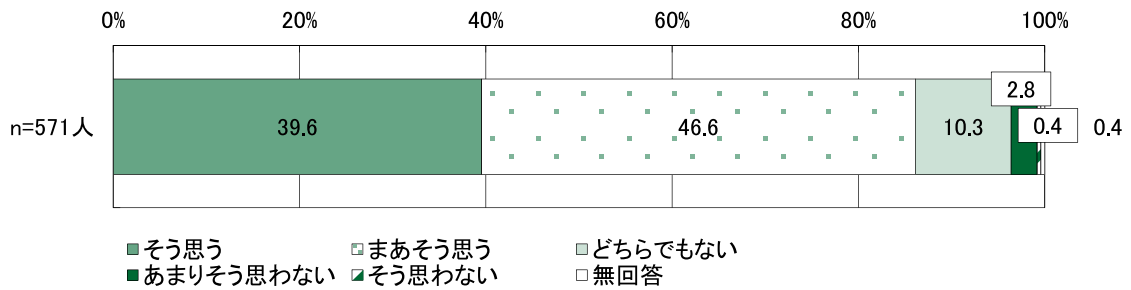
- 「保護者としてアフタースクールに満足しているか」という設問については、「満足 (36.2%)」「まあ満足 (43.5%)」を合わせた割合が 79.7% となっています。

図表 16 保護者としてアフタースクールに満足しているか



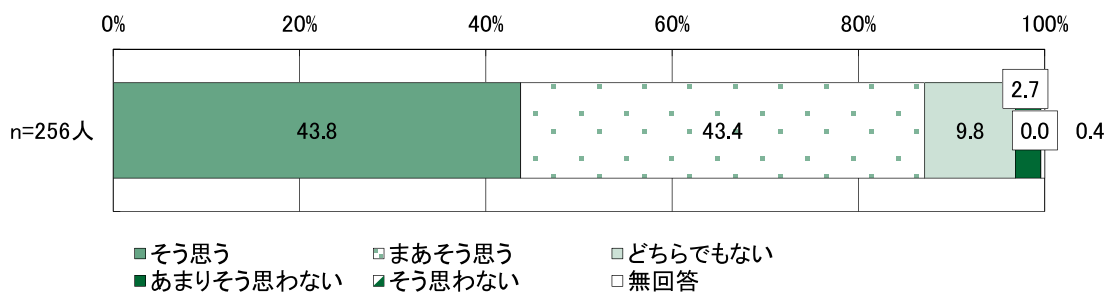
- 体験プログラムは、利用児童の約 6 割が利用しており、「児童が体験プログラムに満足していると思うか」という設問については、「そう思う (39.6%)」「まあそう思う (46.6%)」を合わせた割合が 86.2% となっています。

図表 17 児童が体験プログラムに満足していると思うか



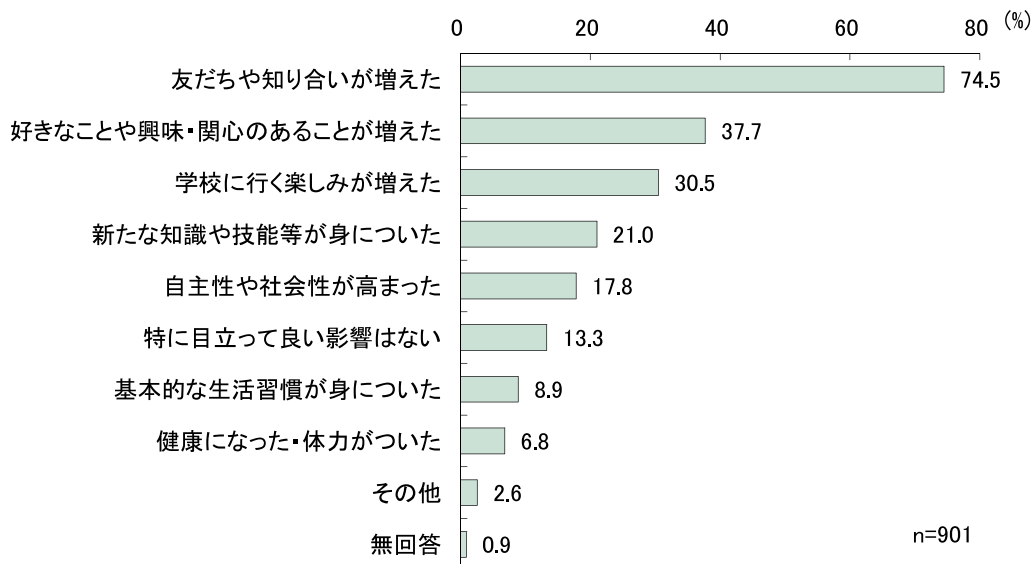
- 継続プログラムは、利用児童の約 3 割が利用しており、「児童が継続プログラムに満足していると思うか」という設問については、「そう思う (43.8%)」「まあそう思う (43.4%)」を合わせた割合が 87.2% となっています。

図表 18 児童が継続プログラムに満足していると思うか



- 「アフタースクールを利用したことによる児童への影響」について訊ねたところ、「友だちや知り合いが増えた（74.5%）」の割合が特に高く、次いで「好きなことや興味・関心のあることが増えた（37.7%）」、「学校に行く楽しみが増えた（30.5%）」が続いています。

図表 19 アフタースクールを利用したことによる児童への影響



課題

- アフタースクールの円滑な導入及び運営に当たっては、余裕教室、特別教室、体育館、校庭などの学校施設を有効かつ積極的に活用する必要があることから、アフタースクールと学校との情報共有・連携が重要です。
- また、学校施設の利用状況、障害のある児童や特に配慮を必要とする児童の状況、非常災害や事故・怪我等が発生した場合の対応等に関しても、両者の情報共有・連携が不可欠です。
- 一方で、アフタースクールの運営に当たっては、学校教育に支障を生じさせないことはもとより、教職員の負担を最小限に止めるよう配慮する必要があります。
- アフタースクールの導入に当たり、子どもルームにおいて培われてきた「安全・安心な居場所」及び「健全育成の場」としての役割を、適切かつ円滑に継承する必要があります。
- このため、子どもルームと同様、放課後児童支援員等の資質向上及び人材確保、運営状況の把握及び指導・助言、障害のある児童や特に配慮が必要な児童への対応など、育成支援及び施設運営に係る質の確保・充実を図る必要があります。
- 国の「GIGA スクール構想」に基づき、令和3年度より、一人一台端末（ギガタブ）による教育活動がスタートし、宿題を含めた自主学習においても、ギガタブを有効活用していくこととなっています。
- このため、児童が適切な生活習慣を身につける場であるアフタースクールにおいても、ギガタブを活用した宿題・自主学習に対応することができる環境を整備する必要があります。
- アフタースクールは放課後子ども教室を継承するものであり、これまでの取組みにより培われてきた地域住民や保護者とのつながりも可能な限り生かしながら、施設運営や体験プログラムについて、地域人材（元放課後子ども教室関係者、地域住民、各種地域団体、市内大学、市内企業等）や保護者の参画を得る必要があります。
- 体験プログラム及び継続プログラムについては、利用者のニーズも的確に把握・反映しながら、それぞれの目的に沿った多様なプログラムを提供し、児童がより豊かな放課後の時間を過ごすことができるよう、その内容を充実させていく必要があります。

(2) 放課後子ども教室

現状

①概要

- 放課後の学校施設を使用し、地域住民や保護者の参画を得て、児童にさまざまな体験・活動の機会を提供する事業であり、アフタースクール導入済校を除く学校で実施されています。
- 地域住民や保護者などのボランティアで構成される「実行委員会」が学校ごとに設置され、市からの委託を受けて、児童に提供する体験・活動の企画・運営を実施しており、多くの実行委員会では、「コーディネーター」がその中心的な役割を担っています。
- 各実行委員会を会員とする「放課後子ども教室連絡協議会」を組織し、相互の情報交換や交流の場を設けるなど、活動の活性化を図っています。
- 各実行委員会の考え方や学校・地域の状況等に応じて、さまざまな体験・活動が提供されています。

<提供されている体験・活動（例）>

工作・制作、季節行事・イベント、昔遊び、学習、運動・スポーツ、自由遊び 等

②活動状況

- 年間の活動日数は、例年、全校平均で20日程度となっていました。令和2～3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により活動が低調となり、令和3年度は、90校中30校が1度も活動を行うことができませんでした。

<放課後子ども教室の1校当たり年間平均活動日数の推移>

	H29	H30	R1	R2	R3
全校	19.8日	19.2日	18.7日	5.9日	7.9日
活動支援対象校	34.9日	22.4日	28.0日	14.1日	16.2日

- 活動日数は学校ごとの差が大きく、新型コロナウイルスの影響がなかった令和元年度の実績では、最も多い学校が年間60回、最も少ない学校が年間1回となっています。

③放課後子ども教室活動支援事業

- 実行委員会の負担を軽減するとともに、各校における活動の頻度や内容の充実を図るため、豊富な知見・経験を有する総合コーディネーターを配置し、活動の企画・運営や担い手の確保等を支援する「放課後子ども教室活動支援事業」（以下「活動支援」）を実施しています。
- 上記のとおり、活動支援対象校の活動日数はそれ以外の学校を大幅に上回っており、支援が一定の成果を上げています。

- 活動支援の対象校では、講師への謝金単価が増額されるほか、有料のプログラムの提供が可能となるメリットもあり、現状、立候補制により毎年度の対象校を決定しています。
- 一定期間の支援を経て実行委員会が自立することが目指されるものの、担い手不足等により自立に至ることができず、支援を終了することが困難になっているケースや、対象校としてのメリットを積極的に活用する実行委員会が継続的に立候補するケースなど、対象校が固定化^{*7}する傾向があります。

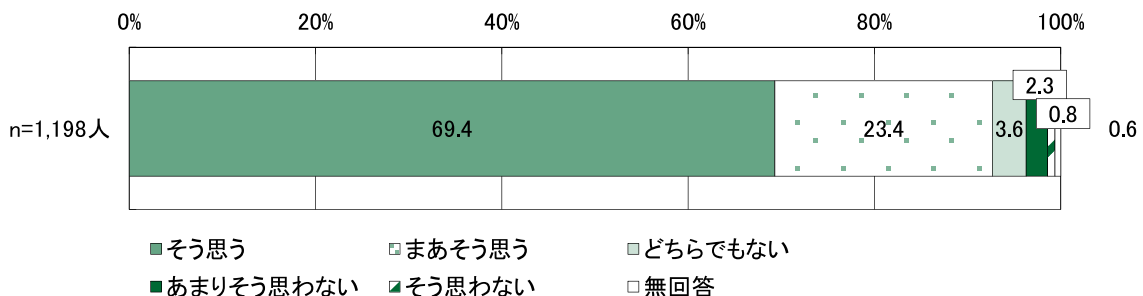
④担い手の不足

- 高齢化や共働き家庭の増加等により、実行委員会や活動当日の協力者の担い手不足が顕在化しています。
- 令和4年2月に実施した実行委員会コーディネーターに対するアンケート調査では、回答者の半数以上が「主な担い手の確保に負担を感じる」と回答しています。
- また、回答者の半数が「来年度もコーディネーターを続けようと思う」と回答しており、その理由として、6割以上が「後任がないから」を挙げています。
- さらに、多くの実行委員会で保護者（PTA・保護者会役員を含む）が主な担い手となっていますが、実態調査の結果を見ると、放課後子ども教室の企画・運営や活動当日の協力員として「積極的に協力したい」と回答した保護者は1割弱に止まっています。
- 担い手不足等により実行委員会が円滑に機能していない学校においては、実質的に、教頭などの教職員がその役割を担わざるを得ない状況も生じています。

参加者からの評価（実態調査より）

- 実態調査の結果を見ると、参加したことのある児童の割合が約1割^{*8}に止まっているものの、参加した児童やその保護者からの評価は概ね良好です。
- 「児童が楽しく参加していたと思うか」という設問については、「そう思う（69.4%）」「まあそう思う（23.4%）」を合わせた割合が92.8%となっています。

図表 20 児童がわくわくキャンパス^{*9}に楽しく参加していたと思うか



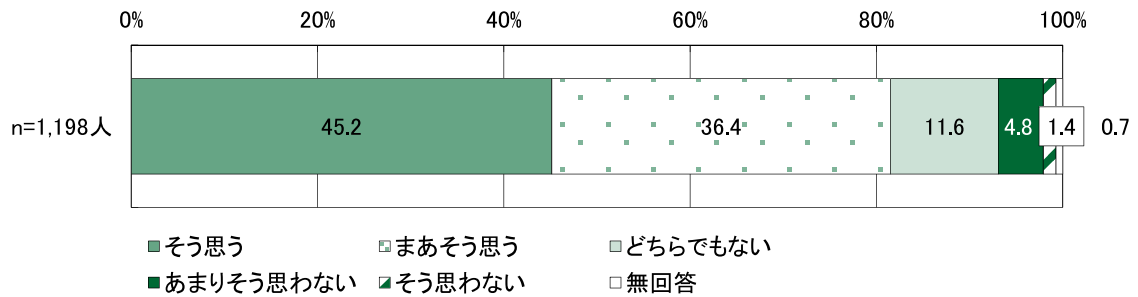
※7 令和4年度時点で、対象校17校のうち11校が3年以上（うち7校は5年以上）連続して対象校となっている。

※8 新型コロナウイルスの感染拡大が参加率の低さの一因となっている可能性がある。

※9 千葉市では、各校で実施される放課後子ども教室の活動を「わくわくキャンパス」と呼んでいる。

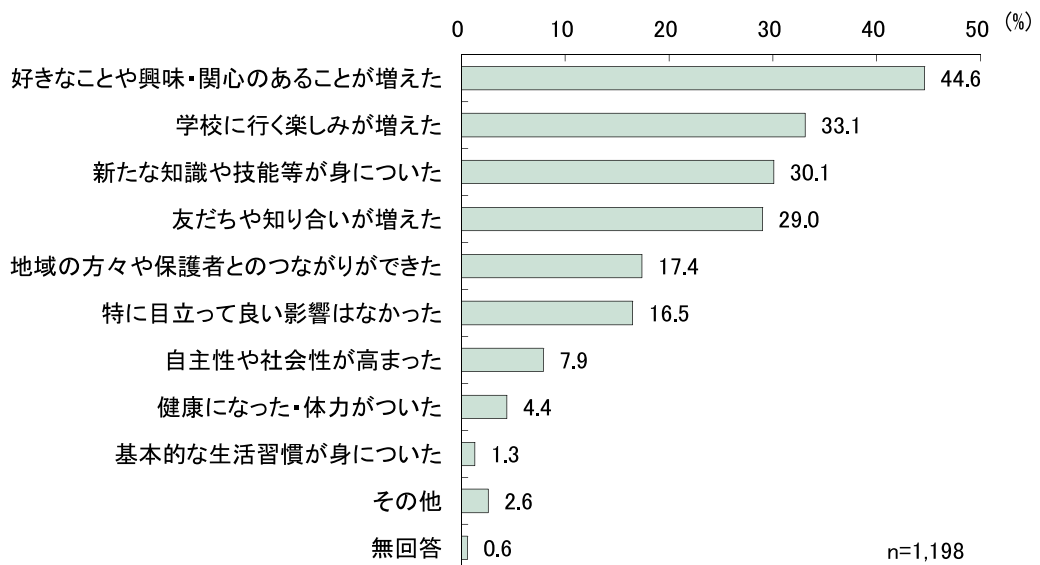
- 「保護者として満足しているか」という設問については、「そう思う (45.2%)」「まあそう思う (36.4%)」を合わせた割合は 81.6% となっています。

図表 21 わくわくキャンパスに満足しているか



- 「放課後子ども教室に参加したことによるへの影響」について訊ねたところ、「好きなことや興味・関心のあることが増えた (44.6%)」の割合が最も高く、次いで「学校に行く楽しみが増えた (33.1%)」、「新たな知識や技能等が身についた (30.1%)」の順となっています。

図表 22 わくわくキャンパスに参加したことによる児童への影響



課題

- 実行委員会等の担い手不足の根本的な解決が困難な状況にあり、また、2年間にわたるコロナ禍の影響も大きく、実質的に活動の企画・運営が困難になった実行委員会もある中、児童に安定的かつ継続的に体験・活動の機会を提供していく必要があります。
- また、コロナ禍のような状況下においても、可能な限り、児童に体験・活動の機会を提供し続けていくことが目指されます。
- アフタースクール導入後においても、実行委員会方式により培われてきた地域住民や保護者と児童とのつながりを維持・発展させていくため、意欲のある実行委員等が児童との関わりを持ち続けることができるよう、アフタースクール受託事業者との関係構築を図る必要があります。
- 活動支援については、上記のような放課後子ども教室の現状に鑑み、児童の活動機会を可能な限り確保することに重点を置き、事業目的を改めて整理するとともに、その目的に合致した支援を提供する必要があります。

(3) 子どもルーム

現状

①概要

- 千葉市における放課後児童クラブの呼称であり、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図っています。

②利用時間及び利用料

- 利用時間及び利用料は以下のとおりです。

< 子どもルームの利用時間・利用料 >

	利用時間	月額利用料 ^{*1}
基本時間	平日： 授業終了～18:00 土曜 ^{*2} ・長期休業期間： 8:00～18:00	8,500円 (7月：10,800円) (8月：11,900円) ※別途おやつ代2,000円(実費)
延長時間	18:00～19:00	1,000円

※1 所得が一定水準を下回る世帯は、基本時間及び延長時間の利用料が半額又は無料。また、兄弟姉妹で利用する場合、2人目以降の児童は基本時間の料金が半額。

※2 令和4年4月より、土曜日の利用終了時間を16:30から19:00に延長。

③施設数及び運営形態

- 令和4年4月現在、学校敷地内外に174か所が設置されており、市が設置する子どもルームの運営を外部団体に委託する公設民営方式の子どもルーム（以下「公設民営ルーム」）と、民間事業者が設置した子どもルームの運営費を市が補助する民設民営方式の子どもルーム（以下「民設民営ルーム」）があります。
- 学校施設や利用児童数等の状況に応じて、1校の児童を学校敷地内外の複数の子どもルームで受け入れている場合があります。

<運営形態ごとの子どもルーム施設数（令和4年4月1日時点）>

運営形態	施設数 ^{*1}
公設民営（市が設置した子どもルームの運営を外部団体に委託）	159（39）か所
うち社会福祉協議会に運営委託	122（29）か所
うち民間事業者に運営委託	37（10）か所
民設民営（民間事業者が設置した子どもルームの運営費を補助）	15か所 ^{*2}
計	174（39）か所

※1（ ）はうち高学年ルームの箇所数。

※2 千葉市からの補助を受けずに運営している1か所を含む。

④待機児童の状況と対応

- 共働き家庭の増加等に伴う需要の急増による待機児童の発生に対応するため、平成30年度から令和2年度にかけて「待機児童解消のための緊急3か年アクションプラン」に基づく集中的な受入枠の拡充を推進しました。
- また、その後も地域ごとの需要に対応した拡充を行い、その結果、令和4年4月1日時点の待機児童数は83人と、ピーク時の638人（平成30年4月1日時点）から大幅に減少しました。
- 共働き家庭の割合が増加傾向であるものの、少子化の進行により総児童数は減少を続けていることから、全体的に見れば、需要の伸びは鈍化していくものと見込まれます。

<公設民営ルームの利用児童数、待機児童数及び施設数の推移（各年度4月1日時点）>

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
利用児童数（人） [*]	8,796	9,482	9,802	10,248	10,318	9,685	9,534
待機児童数（人）	384	269	638	347	408	168	83
施設数（か所）	157	160	166	165	166	167	159

※ アフタースクール利用児童数を含まない。

- 受入枠の急速な拡充に伴い、公設民営ルームの多くを受託している社会福祉協議会における放課後児童支援員等の確保が困難になっていることから、アフタースクールへの移行も含め、社会福祉協議会から民間事業者等への委託替えを進めることにより、受入枠の拡充を図っています。

<民間事業者に運営委託する公設民営ルーム施設数の推移>

H30	R1	R2	R3	R4
4 か所	14 か所	24 か所	33 か所	37 か所

- また、受入枠拡充の一方策として、運営経費や開設準備経費への助成により民間事業者の参入を促進し、民設民営ルームの拡充を図ってきました。

<民設民営ルーム施設数の推移>

R1	R2	R3	R4
8 か所	10 か所	14 か所	15 か所

- さらに、夏季休業中のみ子どもルームを利用したいという需要に対応するため、待機児童の発生が予測される学区において、令和4年度より、夏季休業中に限定した受入枠の設定を試行的に実施しています。

⑤既存の公設民営ルームの環境改善

- 学校敷地外にある子どもルームについては、移動の際の安全性等を考慮し、専用室を確保することができた学校において、学校敷地内への移転を進めています。
- 図書室等の特別教室を利用している高学年ルームについては、専用室を確保することができた学校では当該専用室に移転するなど、環境改善を図っています。

⑥利用状況

- 公設民営ルームについては、全校児童の概ね4分の1程度が利用しており、低学年の利用率が高くなっています。

<公設民営ルームの利用率（令和4年4月1日時点）>

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全学年
46.7%	41.1%	31.7%	18.4%	8.2%	2.3%	24.4%

- 民設民営ルームについては、施設ごとに差があるものの、全体としてみると、利用児童数に対して受入枠に余裕がある状況ですが、周知・広報の強化による利用促進を図ったこと等により、充足率が向上しつつあります。

<民設民営ルームの施設数、利用児童数等の推移（各年度 4 月 1 日時点）>

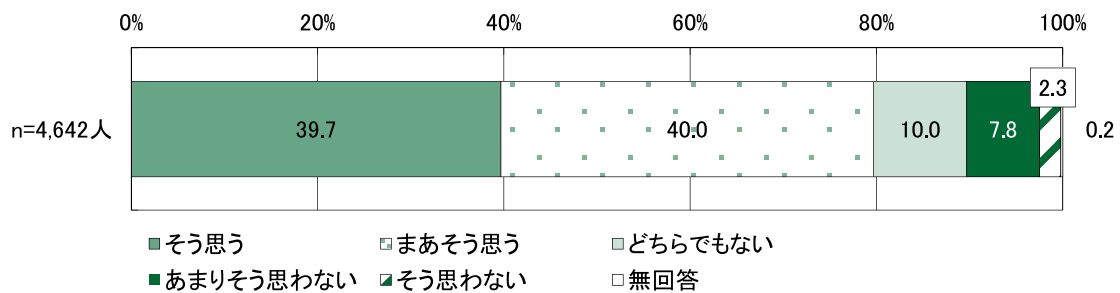
	R2	R3	R4
施設数	9 箇所	13 箇所	14 箇所*
利用児童数 (a)	160 人	220 人	348 人
受入枠 (b)	332 人	491 人	506 人
充足率 (a/b)	48.2%	44.8%	68.8%

* 千葉市からの助成を受けずに運営している 1 箇所を除く。

利用者からの評価（実態調査より）

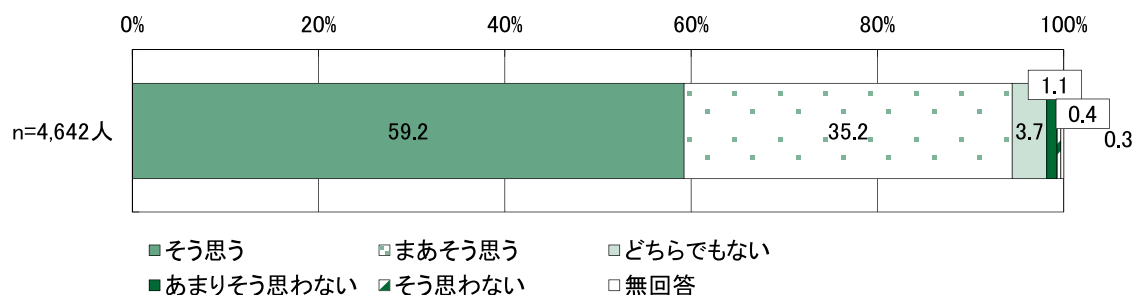
- 実態調査の結果を見ると、利用者からの評価は概ね良好であり、特に「安全・安心な居場所」として高く評価されています。
- 「児童が楽しく通っているか」という設問については、「そう思う（39.7%）」「まあそう思う（40.0%）」を合わせた割合は 79.7% となっています。

図表 23 児童が楽しく子どもルームに通っているか



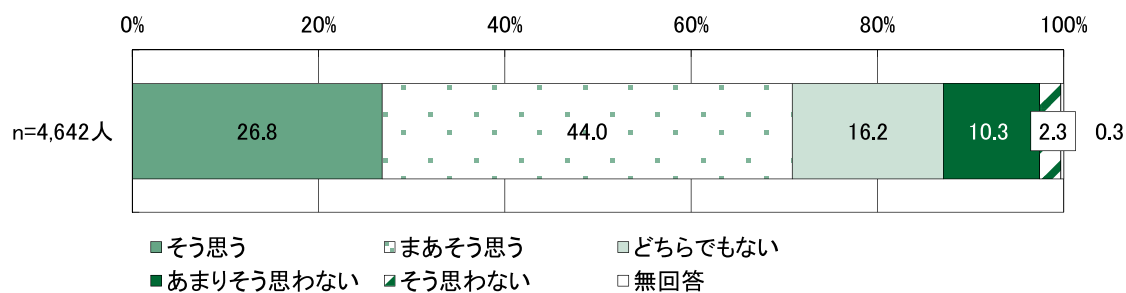
- 「安全・安心な居場所であると思うか」という設問については、「そう思う (59.2%)」「まあそう思う (35.2%)」を合わせた割合は 94.4% となっています。

図表 24 子どもルームは安全・安心な居場所であると思うか



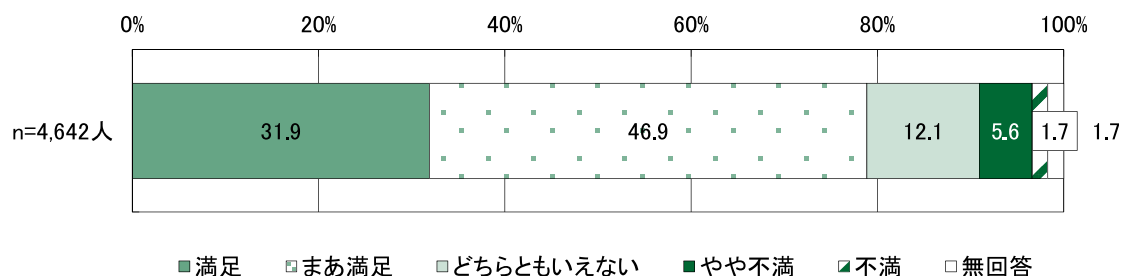
- 「施設環境や遊具・備品等は十分整っていると思うか」という設問については、「そう思う (26.8%)」「まあそう思う (44.0%)」を合わせた割合は 70.8% となっています。

図表 25 子どもルームの施設環境や遊具・備品等は十分整っていると思うか



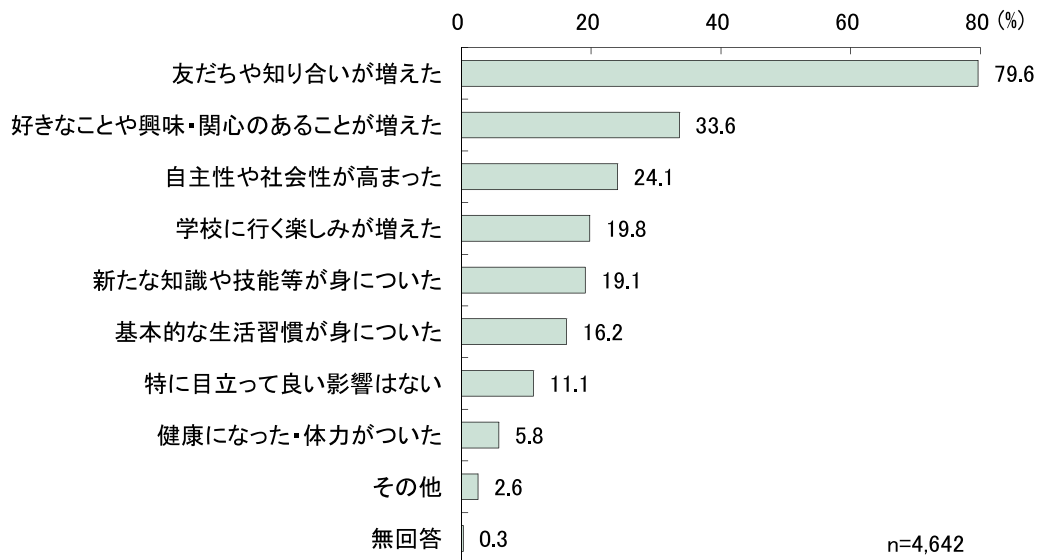
- 「保護者として子どもルームに満足しているか」という設問については、「そう思う (31.9%)」「まあそう思う (46.9%)」を合わせた割合は 78.8% となっています。

図表 26 保護者として子どもルームに満足しているか



- 子どもルームを利用したことによる児童への影響について訊ねたところ、「友だちや知り合いが増えた（79.6%）」の割合が特に高く、次いで「好きなことや興味・関心のあることが増えた（33.6%）」、「自主性や社会性が高まった（24.1%）」が続いています。

図表 27 子どもルームを利用したことによる児童への影響



課題

- 待機児童の解消を目指し、引き続き、需要の高い地域に的を絞った施設整備、民間事業者への委託の拡大、民設民営ルームの利用促進等により、受入枠の拡充を効率的・効果的に進めていく必要があります。
- また、夏季休業中の需要に対応するための取組みを強化する必要があります。
- 特別教室を利用している高学年ルームや学校敷地外にある子どもルームなどの環境改善を進める必要があります。
- 放課後の遊び及び生活の場として、児童がより一層安全・安心で充実した時間を過ごすことができるよう、引き続き、育成支援及び施設運営に係る質の確保・充実を図る必要があります。
- 国の「GIGA スクール構想」に基づき、令和3年度より、一人一台端末（ギガタブ）による教育活動がスタートし、宿題を含めた自主学習においても、ギガタブを有効活用していくこととなっています。
- このため、児童が適切な生活習慣を身につける場である子どもルームにおいても、ギガタブを活用した宿題・自主学習に対応することができる環境を整備する必要があります。

第3章 基本理念

- 第1期プランを継承しつつ、以下の3点を基本理念として掲げ、子どもたちが安全・安心で豊かな放課後の時間を過ごすことができる環境を整えていきます。

01

希望するすべての児童に、安全・安心に過ごすことができる放課後の居場所を提供します。

02

希望するすべての児童に、放課後における多様な体験・活動の機会を提供します。

03

放課後における居場所及び体験・活動の機会の提供に当たり、学校施設を有効かつ積極的に活用します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

別表

第4章 施策の方向性

- アフタースクールは、以下の特性を生かして基本理念の実現に寄与するものです。
 - ①保護者の就労状況等にかかわらず、希望するすべての児童を受け入れ、毎日の居場所を提供すること。
 - ②地域住民、保護者及び学校教職員に過度な負担を掛けることなく、安定的かつ継続的に体験・活動の機会を提供すること。
- また、利用率の高さや実態調査における評価から、アフタースクールにおいて提供しているサービスは、児童と保護者のニーズに合致しているものと考えられます。
- そうした中、前述のとおり、改めて実施したシミュレーションにおいて、9割の小学校にアフタースクールを導入することができる見通しが立ちました。
- そこで、本プラン以降は、当面導入が困難な一部の学校を除く全校へのアフタースクールの導入を目指すとともに、拡充のペースを加速し、基本理念の早期実現を図っていきます。
- アフタースクールの導入に当たっては、子どもルームが培ってきた「安全・安心な居場所」及び「健全育成の場」としての役割と、放課後子ども教室が培ってきた「地域や保護者とのつながり」を適切に継承するとともに、児童や保護者に不安や混乱を生じさせることのないよう、丁寧な説明や引き継ぎに努めます。
- また、アフタースクールの導入が当面困難な学校や、導入までに一定以上の期間を要する学校については、児童に安定的かつ継続的な体験・活動の機会を提供するための施策を講じます。
- 放課後子ども教室については、アフタースクールを導入するまでの間、担い手不足等の困難を抱える実行委員会に対する支援を強化することにより、安定的かつ継続的な体験・活動の機会の確保を図っていきます。
- 子どもルームについては、アフタースクールを導入するまでの間、引き続き、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童に安全・安心な居場所を提供し、健全育成を図る役割を適切に果たすとともに、待機児童の解消を目指し、利用児童数の増加が見込まれる地域等において受入枠の確保を図っていきます。

01. アフタースクール

方向性

- ◎当面導入が困難な一部の学校を除くすべての学校に導入することを目指し、計画的かつ迅速に拡充を進めます。
- ◎「希望するすべての児童に対する安全・安心な居場所の提供」、「体験プログラムによる多様な体験・活動機会の提供」及び「継続プログラムによる継続的な学びの提供」の3機能の更なる充実を図ります。
- ◎子どもルームが培ってきた「安全・安心な居場所」及び「健全育成の場」としての役割と、放課後子ども教室が培ってきた「地域や保護者とのつながり」を適切に継承し、アフタースクールへの円滑な移行を図ります。

(1) 導入計画

ア. 導入計画

- アフタースクールの導入計画を、別表（P39～）のとおり定めます。

イ. 基本的な考え方

- 本プラン開始から10年後の令和14年度までの間に、各年度の推計児童数を基に算出した必要室数を学校敷地内で確保することができるかを検証し、98校（現に導入済の学校を含む）を「導入可能」と判定しました。
 - 基本理念の早期実現を図るため、令和5年度以降は年間10校ずつ導入を進めることとし、この98校については、令和12年度までに導入を完了することを想定しています。
 - 将来の児童数を勘案し、学校敷地内で必要なスペースを確保することができる見通しが立った時点で導入可能となる学校もあるため、令和11年度の導入校は9校、令和12年度の導入校は5校を見込んでいます。
 - 計画策定に当たっては、以下の要素を総合的に勘案し、導入の順序を決定しました。
- ①生活・活動に必要なスペースの確保が可能となる時点
計画策定時点では学校敷地内でのスペース確保が困難であり、児童数の減少により将来的に確保が可能となる場合は、その時点以降に導入します。
 - ②放課後子ども教室の活動状況
児童の体験・活動の機会を確保する観点から、放課後子ども教室の活動が低調な学校を優先して導入します。
 - ③学校の所在区
区ごとの導入済校数のバランスを考慮して導入します。
 - ④学校規模
導入及び運営が容易な小規模校のみを先行することなく、規模の大きな学校にも可能な限り早い段階で導入します。
 - ⑤民間事業者に運営を委託している公設民営ルームの契約期間との調整
契約期間（3年間）の途中で導入することとならないよう、時期を調整します。

- なお、学校敷地外にある子どもルームを利用していた児童も含め、当該校の全利用児童を受け入れることができるスペースを学校敷地内で確保することができることとなった段階でアフタースクールを導入することを前提としています。
- 令和10年度以降の導入計画については、本プランの中間見直し（令和7年度）や第3期プラン策定（令和9年度）の時点において、最新の推計児童数等を再確認し、必要な範囲で見直しを行います。

ウ. 当面導入が困難と見込まれる学校とその対応

- 以下の9校については、近隣地域におけるマンション開発等の影響により、当面の間、学校施設の規模に対する児童数が過大な状況が続く見通しであることから、令和14年度までの間にアフタースクールを導入することが困難と見込んでいます。

<令和14年度までにアフタースクールを導入することが困難な学校>

	校名	所在地
1	新宿小学校	中央区新宿 2-15-1
2	本町小学校	中央区本町 2-6-23
3	登戸小学校	中央区登戸 2-11-1
4	院内小学校	中央区祐光 1-25-3
5	蘇我小学校	中央区今井 3-15-32
6	弁天小学校	中央区弁天 1-21-2
7	上の台小学校	花見川区幕張本郷 4-8-1
8	西の谷小学校	花見川区幕張本郷 3-22-6
9	稲毛小学校	稲毛区稲毛町 5-534-5

- これらの9校についても、将来的に児童数の減少により可能となった段階で、アフタースクールを導入します。また、校舎の改築等を行う場合には、導入に必要なスペースの確保を検討します。
- これらの9校については、後述のとおり、放課後子ども教室の運営を民間事業者に委託することにより、安定的かつ継続的な体験・活動の機会の提供を図ります。

エ. 円滑な導入及び運営のためのルールの設定

- 令和4年10月、校長会・教頭会・教務主任会の代表者を含む「アフタースクール拡充検討委員会」における協議を経て、「アフタースクール導入・運営マニュアル」を策定しました。
- 本マニュアルは、アフタースクールの導入条件、学校施設の使用法、学校・教育委員会・受託事業者の三者の役割分担等に関する一般的なルールを定め、共通理解を形成することを目的としています。
- 本マニュアルに基づき、三者の連携・協力の下でアフタースクールの円滑な導入及び運営を図るとともに、実際の導入・運営において生じた事例や課題を踏まえ、マニュアルを改善していきます。

(2) 育成支援及び施設運営に係る質の確保・充実

ア．放課後児童支援員等の資質の向上及び人材の確保

- 市の主催により研修会を実施し、安全・安心に過ごすことができる居場所の提供と児童の健全育成に関して必要な知識や技能の習得を促進します。
- 受託事業者に対し、放課後児童支援員として従事するために受講することとされている「放課後児童支援員認定資格研修」の積極的な受講を働きかけます。
- 受託事業者に対し、職員の資質向上のために必要な研修の実施を求めるとともに、外部の研修に参加しやすい環境を確保するよう働きかけます。
- 令和4年2月から開始した「放課後児童支援員等処遇改善事業」を継続すること等により、放課後児童支援員等の離職防止や雇用の確保を図ります。

イ．運営状況の把握及び指導・助言

- 受託事業者に対し、厚生労働省が作成したツールを活用した自己評価の実施を働きかけます。
- 定期的なモニタリング調査^{※10}を行い、利用児童の処遇や施設の運営状況等の把握・評価を行います。
- その他、適宜、各施設に赴いて現地調査を行い、必要に応じて指導・助言を行います。

ウ．障害のある児童への対応

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨を踏まえ、原則としてすべてのアフタースクールにおいて、障害のある児童の受け入れが可能な体制を整備します。
- 障害のある児童が安全・安心に過ごし、他の児童との生活を通して共に成長することができるよう、必要に応じて、放課後児童支援員等の加配を行います。
- また、学校が実施する保護者面談に受託事業者も同席して必要な情報を共有するほか、保護者の同意の下で「個別の教育支援計画」も活用しつつ、受託事業者、学校及び教育委員会が積極的に情報共有を行い、相互の連携の下で、安全に、安心して過ごすことができる環境の整備を図ります。
- 医療的ケアを必要とする児童を受け入れる場合には、学校におけるスクールメディカルサポート事業^{※11}と連携し、看護師が必要なケアを提供します。

※10 市職員が施設を訪問し、適切な運営がなされているかを確認・評価するもの。

※11 千葉市立学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、看護師を派遣する事業。

エ．特に配慮を必要とする児童への対応

- 児童虐待やいじめのリスクの早期察知に努めるとともに、リスクが懸念される児童がいる場合は、受託事業者、学校及び教育委員会が適切に情報共有を行い、相互の連携の下で対応します。
- 食物アレルギーのある児童が利用する場合には、学校が実施する保護者面談に受託事業者も同席して必要な情報を把握するほか、保護者の同意の下で「生活管理指導表」も活用し、事故の防止を図ります。
- 受託事業者に対し、個人が特定されない形で実際に起こった事例やその後の対応等を共有するなど、効果的な注意喚起を図ります。
- 外国につながる児童及びその保護者との円滑なコミュニケーションを図るため、必要に応じ、翻訳機の配備や書面等の翻訳などの支援を行います。

オ．地域との連携の強化

- 個々の学校や地域の実情に応じ、学校支援地域本部、PTA・保護者会、各種地域団体等に対し、アフタースクールにおける活動内容等を周知し、地域における身近な施設としての認知度の向上を図ります。
- 居場所やプログラムの提供に当たっての見守り員として、施設運営に支障が生じない範囲でボランティアの受け入れを図ります。
- 各アフタースクールにおいて選任された「地域連携担当職員」が主体となって、地域との円滑な連携を図ります。

カ．学校との連携の強化

- アフタースクールの利用実績、各種活動の実施状況及び今後の方針、学校施設の利用状況、地域人材の参画状況等について、学校と情報共有及び意見交換を行い、相互の連携の強化を図るため、受託事業者と学校との間で連絡会を実施します。
- 障害のある児童や特に配慮を必要とする児童への対応等に関し、必要が生じた都度、受託事業者と学校との間で積極的に情報共有を行うとともに、支援の内容等について協議します。
- 「アフタースクール導入・運営マニュアル」に基づき、学校ごとの施設利用のルール等に関する合意書を作成するなど、運営の円滑化を図るとともに、教職員の負担を最小限に止めるよう配慮します。

キ．受託事業者との連携の強化

- 受託事業者において、市との連絡調整の主たる窓口となる法人本部職員（本部担当職員）を選任します。
- 市と本部担当職員等による連絡会議を開催し、市の方針や連絡事項等を伝達するとともに、情報共有や意見交換を行い、相互の連携の強化を図ります。

ク．保護者との連絡・情報共有の充実

- 受託事業者から保護者に対し、アフタースクールにおける児童の生活、遊び、体験プログラムその他の活動の様子を連絡帳、アプリ、お便り等で伝達します。
- 年3回以上、保護者が参加又は参観することができる機会を設けることを目標とします。

ケ.利用者からの評価の把握と活用

- 毎年度、市から利用者に対するアンケートを実施し、居場所やプログラムの提供内容、施設運営等に対する評価を把握し、市における制度設計の参考とするとともに、結果を受託事業者にフィードバックすることにより、自発的な運営改善を促進します。

コ.Wi-Fi環境の整備

- 令和5年度中にすべてのアフタースクールでギガタブを活用した宿題・自主学習に対応することが可能となるよう、Wi-Fi環境の整備を行います。
- なお、アフタースクールは原則として学校敷地内に導入されており、校舎内は既にWi-Fi環境が整備されていることから、校舎とは別棟の建物を使用している20か所において環境整備を実施します。

(3) 体験プログラムの充実

ア.豊富な機会の提供

- 児童や保護者のニーズを踏まえつつ、年間を通じて、週2回程度(4月を除く)の頻度でプログラムを提供することを目標とします。

イ.地域人材や保護者の参画を得たプログラムの提供

- 体験プログラムを通して、利用児童が地域社会の中で心豊かで健やかに育まれるよう、上記アのプログラムのうち月2回以上を、地域人材や保護者の参画を得て実施することを目標とします。
- 現に放課後子ども教室に携わっている実行委員等が希望する場合には、アフタースクールの導入後においても体験プログラムの企画・実施等に参画していただくことができるよう、導入に当たって受託事業者との間を橋渡しし、関係構築を図ります。
- 公民館と連携し、さまざまなサークル活動等を行う地域住民等にプログラムの提供者としてご協力いただくことができる仕組みを検討します。
- 「ちば生涯学習ボランティアセンター」に登録されたボランティアにプログラムの提供者としてご協力いただくことができるよう、連携を図ります。
- そのほか、庁内の各部門とも連携・協力し、幅広く、プログラムの提供者となり得る人材や団体の発掘に努めます。

ウ.プログラムの提供に係る体制の強化

- 各アフタースクールにおいて、体験プログラムの企画・実施や地域人材の発掘・活用に関する業務等を担当する「地域連携担当職員」を選任することにより、体験プログラムの実施体制の強化を図ります。
- 「地域連携担当職員」の選任は、令和5年4月以降の運営業務委託から適用し、順次、すべてのアフタースクールに拡大していきます。

(4) 継続プログラムの充実

ア. 豊富な機会の提供

- 施設ごとの状況に応じ、年間を通じて、週 1～2 回程度（4 月を除く）の頻度で、プログラムを提供することを目標とします。
- 児童や保護者のニーズを踏まえ、多様な分野のプログラムを提供します。

イ. 利用しやすい参加費の設定

- プログラムへの参加費については、施設使用料や広告宣伝費が掛からないことを踏まえ、市場よりも低廉で利用しやすい価格に設定します。

(5) アフタースクール及び放課後子ども教室関係者等による協議の場の設置

- アフタースクール及び放課後子ども教室における実践事例等に関する情報共有や意見交換を行い、地域人材の参画を得る方法や、より多様で豊かな体験・活動を提供する方法等を検討することを目的として、令和 5 年度より、放課後子ども教室関係者、受託事業者、教育委員会等による協議の場を設置します。

02. 放課後子ども教室

方向性

- ◎アフタースクールを導入するまでの間、引き続き、実行委員会を主体として、地域人材の参画を得ながら、児童に体験・活動の機会を提供します。
- ◎担い手不足等の困難を抱える実行委員会に対する支援を強化することにより、安定的かつ継続的な体験・活動の機会の確保を図ります。
- ◎アフタースクールの導入が当面困難な学校については、放課後子ども教室の民間委託により、安定的かつ継続的な体験・活動の機会の確保を図ります。
- ◎アフタースクール導入の際、意欲のある実行委員等が、その学校や地域の実情に応じて児童との関わりを持ち続けることができるよう、関係構築を図ります。

(1) 体験・活動の機会の確保及び内容の充実

- 各校で活用可能なプログラムの開発・発掘及び共有化、放課後子ども教室連絡協議会を通じた実行委員同士の情報交換・交流の活性化等により、安定的かつ継続的な体験・活動の機会を確保するとともに、その内容の充実を図ります。

(2) 総合コーディネーターによる活動支援

- 担い手不足等の困難を抱える実行委員会に対する支援に重点を置くこととし、各校の活動実績等を考慮して対象校を選定します。
- いずれの対象校においても、最低限月1回以上の体験・活動の機会を提供することを目標とするとともに、各校の実情に応じて、可能な限り回数や内容の充実を図ります。
- アフタースクールの導入が令和10年度以降になると見込んでいる24校すべてに対し、令和9年度までに活動支援の提供を開始することを目標とします。

<放課後子ども教室活動支援（累積対象校数）>

現状 (R4)	R5	R6	R7	R8	R9
17校	18校	19校	20校	22校	24校

(3) アフタースクール導入に当たっての関係構築

- 現に放課後子ども教室に携わっている実行委員等が希望する場合には、アフタースクールの導入後においても体験プログラムの企画・実施等に参画していただくことができるよう、導入に当たって受託事業者との間を橋渡しし、関係構築を図ります。

(4) 子どもルーム利用児童の活動への参加の促進

- 子どもルーム利用児童がより気軽に放課後子ども教室の活動に参加することができるよう、各校の実情に応じて、活動内容や予定を子どもルームで積極的に周知するほか、双方のスタッフ間の連携を図ります。

(5) アフタースクールの導入が当面困難な学校における体験・活動の機会の確保 (放課後子ども教室の民間委託)

- アフタースクールの導入が当面困難な9校については、放課後子ども教室の運営を民間事業者へ委託し、概ね週1回^{※12}を目標として、安定的かつ継続的な体験・活動の機会の提供を図ります。
- これらの9校はスペース的な余裕がなく、運営面でさまざまな工夫が必要になると考えられることから、令和5年度から令和6年度にかけてモデル事業として試行し、その結果を検証した上で、令和9年度までに残り8校に展開していきます。
- 現に放課後子ども教室に携わっている実行委員等が希望する場合には、本事業の導入後においても活動の企画・実施等に参画していただくことができるよう、導入に当たって受託事業者との間を橋渡しし、関係構築を図ります。

<放課後子ども教室の民間委託（累積実施校数）>

R5	R6	R7	R8	R9
1校（モデル事業）		3校	6校	9校

(6) アフタースクール及び放課後子ども教室関係者等による協議の場の設置

- アフタースクール及び放課後子ども教室における実践事例等に関する情報共有や意見交換を行い、地域人材の参画を得る方法や、より多様で豊かな体験・活動を提供する方法等を検討することを目的として、令和5年度より、放課後子ども教室連絡協議会、受託事業者、教育委員会等による協議の場を設置します。

※12 在籍児童数が多く1回の活動に希望する全ての児童が参加することが困難な学校においては、やむを得ず学年等で区切って実施することも想定される。

03. 子どもルーム

方向性

- ◎アフタースクールを導入するまでの間、引き続き、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、安全・安心な居場所を提供し、健全育成を図る役割を果たしていきます。
- ◎引き続き、利用児童数の増加が見込まれる地域等において受入枠を拡充し、待機児童の解消を目指します。
- ◎委託先の多様化をさらに進めるとともに、多様なサービスを提供する民設民営ルームの利用促進を図ります。

(1) 受入枠の拡充

ア. 施設整備

- 少子化による児童数の減少を見据えつつ、需要の高い地域に的を絞った施設整備を実施し、受入枠を拡充します。

<公設民営ルームの施設整備（新規整備箇所数）>

	R5	R6	R7	R8	R9
新規整備	0 箇所	0 箇所	2 箇所	状況に応じて さらに拡充	
教室改修	2 箇所	2 箇所	2 箇所		

イ. 公設民営ルームにおける民間事業者への委託の拡大

- 社会福祉協議会に運営を委託している子どもルームにおける放課後児童支援員等の不足を緩和するため、民間事業者への委託を拡大します。

<公設民営ルームの民間事業者委託（新規委託箇所数）>

R5	R6	R7	R8	R9
0 箇所	3 箇所	3 箇所	状況に応じて検討	

ウ. 民設民営ルームの利用促進

- 多様なサービスを提供する民設民営ルームを積極的に PR するなど、利用を促進するための取組みを行います。

エ. 夏季休業中の待機児童への対応

- 休所枠を活用した夏季休業中の受入枠の確保を図るとともに、令和4年度から試行的に開始した夏季休業中限定の受入枠の設定対象を拡充し、さらなる受入枠の確保を図ります。

<夏季休業中限定受入枠の設定（累積対象箇所数）>

現状（R4）	R5	R6	R7	R8	R9
3 箇所	5 箇所	7 箇所	9 箇所	状況に応じてさらに拡充	

(2) 既存施設的环境改善

ア．高学年ルームの環境改善

- 特別教室を利用している高学年ルームについては、余裕教室等が生じて子どもルーム専用室を確保することができた場合には、特別教室から当該専用室に移動するなど、環境改善に努めます。

イ．学校敷地外にある公設民営ルームの学校敷地内への移転

- 学校敷地外にある公設民営ルームについては、余裕教室等が生じて子どもルーム専用室を確保することができた場合には、学校敷地内への移転を進めます。

(3) 育成支援及び施設運営に係る質の確保・充実

ア．放課後児童支援員等の資質の向上及び人材の確保

- 市の主催により研修会を実施し、安全・安心に過ごすことができる居場所の提供と児童の健全育成に関して必要な知識や技能の習得を促進します。
- 受託事業者に対し、放課後児童支援員として従事するために受講することとされている「放課後児童支援員認定資格研修」の積極的な受講を働きかけます。
- 受託事業者に対し、職員の資質向上のために必要な研修の実施を求めるとともに、外部の研修に参加しやすい環境を確保するよう働きかけます。
- 令和4年2月から開始した「放課後児童支援員等処遇改善事業」を継続することにより、放課後児童支援員等の離職防止や雇用の確保を図ります。

イ．運営状況の把握及び指導・助言

- 受託事業者に対し、厚生労働省が作成したツールを活用した自己評価の実施を働きかけます。
- 定期的なモニタリング調査を行い、利用児童の処遇や施設の運営状況等の把握・評価を行います。
- その他、適宜、各施設に赴いて現地調査を行い、必要に応じて指導・助言を行います。

ウ．障害のある児童への対応

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨を踏まえ、原則としてすべての子どもルームにおいて、障害のある児童の受入れが可能な体制を整備します。
- 障害のある児童が安全・安心に過ごし、他の児童との生活を通して共に成長することができるよう、必要に応じて、放課後児童支援員等の加配を行います。
- また、学校が実施する保護者面談に受託事業者も同席して必要な情報を共有するほか、保護者の同意の下で「個別的教育支援計画」も活用しつつ、受託事業者、学校及びこども未来局が積極的に情報共有を行い、相互の連携の下で、安全に、安心して過ごすことができる環境の整備を図ります。
- 医療的ケアを必要とする児童を受け入れる場合には、公設民営ルームにおいては、学校におけるスクールメディカルサポート事業と連携し、看護師が必要なケアを提供します。また、民設民営ルームについては、ケアの提供に必要な看護師等に係る人件費を補助します。

エ．特に配慮を必要とする児童への対応

- 児童虐待やいじめのリスクの早期察知に努めるとともに、リスクが懸念される児童がいる場合は、受託事業者、学校及び事業所管課が適切に情報共有を行い、相互の連携の下で適切な対応を図ります。
- 食物アレルギーのある児童が利用する場合には、利用申込の際に必要な情報を把握するほか、保護者の同意の下で「生活管理指導表」も活用し、事故の防止を図ります。
- 市から事業者に対し、個人が特定されない形で実際に起こった事例やその後の対応等を共有するなど、効果的な注意喚起を図ります。
- 外国につながる児童及びその保護者との円滑なコミュニケーションを図るため、必要に応じ、翻訳機の配備や書面等の翻訳などの支援を行います。

オ．受託事業者との連携の強化

- 受託事業者に対し、市の方針や連絡事項等を伝達するとともに、情報共有や意見交換を行う機会を設けることにより、受託事業者との連携の強化を図ります。

カ．保護者との連絡・情報共有の充実

- 受託事業者から保護者に対し、子どもルームにおける児童の生活、遊び、その他の活動の様子を連絡帳、アプリ、お便り等で伝達します。

キ．利用者からの評価の把握と活用

- 毎年度、市から利用者に対するアンケートを実施し、サービスや施設運営に対する評価を把握するとともに、市における制度設計の参考とします。また、結果を受託事業者にフィードバックすることにより、自発的な運営改善を促進します。

ク．Wi-Fi 環境の整備

- 令和7年度までにすべての公設民営ルームでギガタブを活用した宿題・自主学習に対応することが可能となるよう、Wi-Fi 環境の整備を行います。
- なお、校舎内は既に Wi-Fi 環境が整備されていることから、学校敷地外にある子どもルームや、校舎とは別棟の建物を使用している子どもルームにおいて、環境整備を行います。

< Wi-Fi 環境の整備（新規整備箇所数） >

R5	R6	R7	R8	R9
30 箇所	30 箇所	33 箇所	—	—

ケ．放課後子ども教室の活動への参加の促進

- 児童がより気軽に放課後子ども教室の活動に参加することができるよう、各校の実情に応じて、活動内容や予定を子どもルームで積極的に周知するほか、双方のスタッフ間の連携を図ります。

04. その他のこどもの居場所

方向性

◎上記 01 ～ 03 の放課後施策のほか、以下に掲げる取組みをはじめとして、幅広い年齢を対象とした、多様なこどもの居場所づくりを進めます。

(1) 小学校における放課後の校庭開放

- すべての小学校において、子どもたちの安心・安全な遊び場として、各校の実情に応じたルールの下で、放課後の校庭開放を実施しています。
- この校庭開放は、学校の教職員が利用者を管理・監督するのではなく、行き帰りも含め、利用者自身が安全の確保やトラブルの未然防止に留意しながら遊ぶものです。
- 校庭開放の実施内容について改めて児童・保護者に周知するほか、必要に応じてルールを見直すなど、より利用しやすいものとなるよう工夫していきます。

(2) 子ども交流館

- 「遊び・創造・憩い」を通して子どもたちに健全な遊びと居場所を提供する施設として、子どもたちの交流、スポーツ・音楽など、子どもたちのさまざまな活動を支援しています。
- 立地上の理由で来館することが困難な子どもたちへの対応として、動画の公開、リモート講座、出張講座等を実施しています。
- 引き続き、アウトリーチ活動を展開しつつ、子どもの健全な遊び場と居場所を提供するとともに、自主活動を支援していきます。

(3) どこでもこどもカフェ

- 市民ボランティアが中心となって、地域交流の拠点となっている公民館等の施設を活用し、幅広い年齢の子どもたちに地域における居場所を提供しています。
- 事業の普及啓発に努めるとともに、登録団体に対する補助金の交付、こどもの居場所づくりに携わる事業者を対象とした連絡会議や研修会等を開催し、カフェの運営を支援しています。
- 「子どもの居場所サポーター養成講座」や「子どもの SOS 支援員養成講座」を開催し、こどもの居場所で活躍できる人材を育成しています。
- 引き続き、子どもたちから信頼され、安全・安心な見守りができるとともに、小さな SOS にも気付くことができる市民ボランティアを育成し、幅広い年齢の子どもたちに地域における居場所を提供していきます。

(4) プレーパーク

- 常設型の「子どもたちの森公園プレーパーク」を運営し、子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶとともに、自然の豊かさや工夫する楽しさを体感できる居場所を提供しています。
- プレーパークを運営する市民団体等からの要望に応じ、プレーリーダーを派遣することで、地域におけるプレーパークの開催とボランティアによるノウハウの習得を支援しています。
- 引き続き、子どもたちが自然の中でのびのびと自分の責任で自由に遊ぶことができる場を運営するとともに、プレーパークを運営する市民団体等を支援していきます。

(5) 公民館

- 長期休業中を中心に子ども向け講座を実施し、子どもたちが多様なテーマについて楽しく学ぶ機会を提供しています。
- 学習支援の一助となるよう、使用されていない諸室やロビーを自習室として子どもたちに開放しています。
- 引き続き、子ども向け講座の充実を図るとともに、諸室の開放等を実施し、こどもの居場所としての機能を果たしていきます。

(6) 図書館

- 絵本の読み聞かせを行う「おはなし会」や読書への関心を高めることを目的とする「読書まつり」を開催しています。
- 運動会の振替休業日などに子どもたちに図書館を開放し、読書に親しむ場を提供しています。
- 地域の子どもたちと本をつなぐ活動をしている地域文庫やおはなしボランティアが、集会所や子どもルーム・アフタースクールなどでおはなし会等を開催しているほか、市民ボランティア向けの研修や図書資料の貸出しを行うなど、こどもの居場所づくりを支援しています。
- 引き続き、読み聞かせやイベントの実施を通じて子どもたちの図書館利用を促進し、こどもの居場所としての機能を果たしていきます。

(7) 生涯学習センター

- 「子どもチャレンジ講座」、「子どものハローワーク講座」、「外国語お話し会」など、子どもの社会性やコミュニケーション能力等を育むための講座やイベントを実施しています。
- 引き続き、子ども向けの講座やイベントの実施等を通じて、こどもの居場所としての機能を果たしていきます。

(8) 南部青少年センター

- 長期休業中を中心に、科学工作や英語などの子ども向け講座を開催するほか、ラウンジなどを自習コーナーとして子どもたちに開放しています。
- 引き続き、子ども向けの講座やラウンジ等の開放を実施し、こどもの居場所としての機能を果たしていきます。

別表 アフタースクール導入計画

- 令和14年度までの間にアフタースクールを導入することが可能と見込まれる98校(現に導入済の学校を含む)の導入計画を、下表のとおり定めます。
- 令和5年度以降は年10校ずつ拡充し、令和12年度までに導入を完了することを想定しています。
- 将来の児童数を勘案し、学校敷地内で必要なスペースを確保することができる見通しが立った時点で導入可能となる学校もあるため、令和11年度は9校、令和12年度は5校への導入を見込んでいます。
- 令和10年度以降の計画については、本プランの中間見直し(令和7年度)や次期プラン策定(令和9年度)の時点において、最新の推計児童数等を再確認し、必要な範囲で見直しを行います。

導入年度	校名	所在地
平成29年度(1校)	稲浜小学校	美浜区稲毛海岸 2-3-2
令和元年度(5校)	生浜小学校	中央区浜野町 1335
	土気小学校	緑区土気町 1634-2
	千草台東小学校	稲毛区作草部町 1298-1
	若松台小学校	若葉区若松台 2-25-1
	西小中台小学校	花見川区西小中台 3-1
令和2年度(6校)	都賀小学校	稲毛区作草部町 938
	更科小学校(更科公民館)	若葉区更科町 2254-1
	川戸小学校	中央区川戸町 450
	さつきが丘東小学校	花見川区さつきが丘 1-7
	さつきが丘西小学校	花見川区さつきが丘 2-14
	高洲第四小学校	美浜区高洲 1-15-1
令和3年度(6校)	大宮小学校	若葉区大宮台 7-8-1
	あやめ台小学校	稲毛区園生町 446-1
	真砂第五小学校	美浜区真砂 1-12-15
	朝日ヶ丘小学校	花見川区朝日ヶ丘 2-6-1
	千城台わかば小学校	若葉区千城台北 1-4-1
	千城台みらい小学校	若葉区千城台東 3-18-1

導入年度	校名	所在地
令和4年度(6校)	長作小学校	花見川区長作町 1273
	草野小学校	稲毛区園生町 1385
	柏井小学校	花見川区柏井 4-48-1
	生浜東小学校	中央区生実町 1928
	おゆみ野南小学校	緑区おゆみ野南 4-26
	幸町小学校	美浜区幸町 2-12-12
令和5年度(10校)	大森小学校	中央区大森町 268
	坂月小学校	若葉区坂月町 298
	千草台小学校	稲毛区天台 5-11-1
	柏台小学校	稲毛区園生町 588
	千城台東小学校	若葉区千城台東 1-15-1
	高浜第一小学校	美浜区高浜 1-4-1
	大木戸小学校	緑区大木戸町 317
	幕張南小学校	花見川区幕張町 3-7718
	高浜海浜小学校	美浜区高浜 4-8-2
	花見川小学校	花見川区花見川 4-1
令和6年度(10校)	若松小学校	若葉区若松町 360-1
	横戸小学校	花見川区横戸町 1005
	椎名小学校	緑区茂呂町 582
	白井小学校	若葉区野呂町 215
	緑町小学校	稲毛区緑町 2-13-1
	生浜西小学校	中央区塩田町 316-1
	あすみが丘小学校	緑区あすみが丘 6-2
	瑞穂小学校	花見川区瑞穂 1-2
	高洲小学校	美浜区高洲 2-2-20
	花島小学校	花見川区花見川 8-1
令和7年度(10校)	畑小学校	花見川区畑町 1385-1
	犢橋小学校	花見川区犢橋町 774

導入年度	校名	所在地
令和7年度(10校)	松ヶ丘小学校	中央区松ヶ丘町 580
	仁戸名小学校	中央区仁戸名町 380
	大巖寺小学校	中央区大巖寺町 375
	みつわ台北小学校	若葉区みつわ台 3-5-1
	みつわ台南小学校	若葉区みつわ台 1-17-1
	源小学校	若葉区源町 541-6
	大椎小学校	緑区あすみが丘 6-38
	真砂西小学校	美浜区真砂 4-5-1
令和8年度(10校)	幕張小学校	花見川区幕張町 4-781
	誉田小学校	緑区誉田町 1-27
	宮野木小学校	稲毛区宮野木町 2100
	幕張西小学校	美浜区幕張西 2-8-1
	高洲第三小学校	美浜区高洲 3-3-11
	都賀の台小学校	若葉区都賀の台 2-13-1
	小谷小学校	緑区おゆみ野 4-45
	有吉小学校	緑区おゆみ野 1-53
	扇田小学校	緑区おゆみ野中央 1-26
	若葉地区新設校	美浜区若葉 3-1-26
令和9年度(10校)	花園小学校	花見川区花園 4-1-2
	鶴沢小学校	中央区鶴沢町 21-1
	山王小学校	稲毛区山王町 121
	稲毛第二小学校	美浜区稲毛海岸 5-7-1
	星久喜小学校	中央区星久喜町 1060
	こてはし台小学校	花見川区こてはし台 2-28-1
	幸町第三小学校	美浜区幸町 1-10-1
	越智小学校	緑区越智町 705-359
	海浜打瀬小学校	美浜区打瀬 3-3-1
	美浜打瀬小学校	美浜区打瀬 2-18-1

導入年度	校名	所在地
令和10年度(10校)	検見川小学校	花見川区検見川町 3-322-23
	園生小学校	稲毛区小仲台 9-30-1
	稲丘小学校	稲毛区稲丘町 19-30
	弥生小学校	稲毛区弥生町 3-18
	轟町小学校	稲毛区轟町 3-4-30
	平山小学校	緑区辺田町 141
	小倉小学校	若葉区小倉台 5-1-1
	泉谷小学校	緑区おゆみ野中央 4-3
	金沢小学校	緑区おゆみ野南 5-31
	磯辺小学校	美浜区磯辺 4-16-1
令和11年度(9校)	寒川小学校	中央区寒川町 1-205
	都小学校	中央区都町 4-2-1
	宮崎小学校	中央区宮崎 2-3-13
	幕張東小学校	花見川区幕張町 4-681
	桜木小学校	若葉区桜木 3-26-1
	北貝塚小学校	若葉区貝塚町 1093
	作新小学校	花見川区作新台 7-2-1
	打瀬小学校	美浜区打瀬 1-3-1
	真砂東小学校	美浜区真砂 2-13-1
令和12年度(5校)	小中台小学校	稲毛区小仲台 6-34-1
	小中台南小学校	稲毛区小仲台 8-15-1
	誉田東小学校	緑区誉田町 2-21-84
	磯辺第三小学校	美浜区磯辺 1-25-1
	土気南小学校	緑区あすみが丘 4-16

※更科小学校アフタースクールは、更科公民館にて事業を実施しています。

※千城小学校は児童数が極めて少ないため、当面の間、アフタースクールの導入は行わないものと想定し、この導入計画に含まれていません^{*13}。

※近隣地域におけるマンション開発等の影響により、令和14年度までの間にアフタースクールを導入することが困難と見込まれる以下の9校については、この導入計画に含まれていません。

・新宿小学校 ・本町小学校 ・登戸小学校 ・院内小学校 ・蘇我小学校校 ・弁天小学校 ・上の台小学校 ・西の谷小学校 ・稲毛小学校

※13 千城小学校においては、令和4年度より、希望するすべての児童にアフタースクールと同等の期間・時間の居場所を提供する「放課後見守り事業」を実施している。

千葉市放課後子どもプラン（第2期）

発行：令和5年3月

編集：千葉市 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課

住所 〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所本庁舎7階

電話 043-245-5957（直通） FAX 043-245-5992

千葉市 こども未来局 こども未来部 健全育成課

住所 〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所本庁舎8階

電話 043-245-5973（直通） FAX 043-245-5995

